

令和2年第4回定例会

一宮町議会会議録

令和2年12月8日開会

令和2年12月8日閉会

一宮町議会

令和2年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（12月8日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
常任委員の選任	10
常任委員会正副委員長の互選	13
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
一般質問	15
川城茂樹君	16
藤乗一由君	21
小関義明君	33
志田延子君	37
袴田忍君	40
内山邦俊君	42
大橋照雄君	45
認定第1号～認定第5号の上程、説明、討論、採決	58
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	66

議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
同意案第 1 号の上程、説明、採決	77
日程の追加	78
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
閉会の宣告	80
署名議員	81

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 8 日 （ 火 ）

令和2年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和2年12月8日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
5番	鵜沢清永	6番	小安博之
7番	袴田忍	8番	鵜野澤一夫
9番	吉野繁徳	10番	志田延子
11番	森佐衛	12番	藤乗一由
13番	鵜沢一男		

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計課長	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	秦和範	秘書広報課長	鶴岡治美
企画課長	渡邊高明	税務課長	御園生加代子
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常麿
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	田中一郎
オリンピック推進課長	高田亮	子育て支援課長	中山栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

- 日程第五 常任委員の選任
- 日程第六 請願第 1 号 国に働きかける意見書の提出を求める請願書
- 日程第七 一般質問
- 日程第八 認定第 1 号 令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第九 認定第 2 号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十 認定第 3 号 令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十一 認定第 4 号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十二 認定第 5 号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十三 議案第 1 号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 2 号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 3 号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 4 号 令和 2 年度一宮町一般会計補正予算（第 7 次）議定について
- 日程第十七 議案第 5 号 令和 2 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 次）議定について
- 日程第十八 議案第 6 号 令和 2 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第十九 同意案第 1 号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程一の日程第一 発議第 1 号 建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

年末のお忙しい中、早朝よりご参集いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

日増しに寒さが厳しくなってきましたので、皆さん、健康には十分注意をお願いいたします。また、これから年末年始で人と会う機会も多くなると思いますが、マスクの着用や会食での注意など、各自が新型コロナウイルス感染防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

ただいまから令和2年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、請願1件、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、条例の制定1件、条例の一部改正2件、一般会計及び特別会計合わせて3件の補正予算、その他、人事案件が1件であります。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日の1日としたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。終わります。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまです。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承を願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

4番、大橋照雄君、5番、鵜沢清永君、以上、兩名にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧のとおり、資料をお手元に配付をしております。これをもってご了承を願います。

◎町長の行政報告

○議長（鵜沢一男君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第4回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の制定案や補正予算案など、合計12件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げたく存じます。

初めに、総務課所管の業務からでございます。

まず、防災訓練の関係であります。

10月9日金曜日にGSSセンターにおきまして、全職員を対象に避難所運営訓練を実施いたしました。いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に対応するため、避難所でのパーティションや感染防止用資材の設置、また、発熱者や要支援者などが避難された場合を想定した受付誘導訓練を行いました。この訓練で浮かび上がった課題の対策を盛り込んだ、避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成いたしました。今後は、感染防止対策を徹底し、住民の皆様のお命をお守りする避難所運営を行ってまいります。

次に、寄附につきましてご報告をいたします。

11月12日、船頭給地区にあります有料老人ホーム、プラチナ・シニアホーム一宮の閉園に伴い、運営する株式会社レイクス21様から、閉園後の施設を長年お世話になった一宮町で有効活用していただきたいとご寄附をいただきました。このご厚意に感謝を申し上げますとともに、町の財産として大切に使用させていただきます。

続きまして、企画課所管の業務についてでございます。

JR上総一ノ宮駅東口開設整備事業についてであります。

JR千葉支社と一宮町で11月12日に完了検査を行い、完成と認めました。事業精算による減額分を補正予算として計上いたしましたので、よろしく願い申し上げます。また、上総一ノ宮駅東側広場に、駅利用者の安全性を確保するために、歩行者の横断防止柵と一般車両やタクシー等の乗降標識を設置いたしました。このほか、観光客のために、上総一ノ宮駅東口階段出入口付近に、観光案内看板を今月中に設置する予定であります。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

東京2020オリンピック競技大会の関係であります。10月31日土曜日から11月3日火曜日にかけて、釣ヶ崎海岸で第2回ジャパンオープンオブサーフィンが開催されました。本大会はオリンピック出場への足がかりとなる重要な大会であり、各種サーフィン大会が新型コロナウイルスの影響で中止となる中で、感染防止対策を徹底しながら実施されました。一宮町在住の大原洋人選手が男子優勝を飾り、オリンピック出場への道を切り開きました。また、

多数の一宮町在住の選手が上位入賞を果たす、すばらしい大会となりました。

続きまして、東京2020オリンピック競技大会の延期に伴い、オリンピック聖火リレーの実施に関しても延期が発表されたことをご報告申し上げます。

延期後のオリンピック聖火リレーは、令和3年3月25日木曜日に福島県をスタートし、121日間をかけて全国47都道府県を巡ります。千葉県では7月1日木曜日から3日土曜日までの3日間で県内各地を巡り、一宮町では県内初日の7月1日木曜日、オリンピック聖火リレーが実施されます。走行ルートは、出発地点がいすみ市の太東海水浴場、到着地点が釣ヶ崎海岸とする従来の走行ルートが維持される予定であります。町としましては、大会開催に向け、引き続き関係機関と連携を取りながら、準備に取り組んでまいりたく存じます。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてでございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の関係です。

いまだに収束の兆しを見せず、第3波による感染拡大に加え、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている新型コロナウイルス感染症ですが、幸いにも町内の感染者の方は4月15日に確認された患者を最後に、その数は3人とどまっております。

しかしながら、全国的には非常に厳しく、いっどこで感染者が確認されてもおかしくない、予断を許さない状況が続いております。千葉県においても、今月22日までの期間が集中的な対策の実施期間と位置づけられ、感染防止対策の徹底が呼びかけられております。

引き続き、町民の皆様にはマスク着用などの基本的な感染防止対策をはじめ、感染拡大地域への往来や、飲酒を伴う懇親会の席など、感染リスクが高まる場面では特にご注意をいただき、責任と自覚のある行動に努めていただくようお願いをいたします。

一方、町では、このコロナ禍においても業務を継続することが求められる、医療機関、介護事業所、障害者支援施設に従事する皆様へ支給を申し上げる、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の受付を開始いたしました。今後、申請された内容を精査いたしまして、速やかな支給に努めてまいります。

次に、福祉事業の関係でございます。

今年度末をもって計画期間が終了する一宮町障害者計画、一宮町障害福祉計画及び一宮町障害児福祉計画について、次期計画を策定するため、11月26日に第1回一宮町障害者施策推進協議会を開催いたしました。

今後、素案に対する意見をパブリックコメントで募集するほか、町の障害者施策推進協議会や長生郡市総合支援協議会からの意見を踏まえて、町の関連計画との整合性を図りながら、

計画を策定してまいりたく存じます。

次に、健康事業の関係であります。

新型コロナウイルス感染症の影響から延期をいたしておりましたが、成人を対象とする各検診事業につきまして、感染防止対策を講じた上で、昨日までに全て終了することができました。今後も、感染の拡大状況や社会情勢を見極めながら、町民の皆様の健康増進事業に努めてまいります。

次に、介護保険事業の関係であります。

令和3年度を始期とする第8期介護保険事業計画の策定は、今後の高齢化率や在宅・施設でのサービス給付費の推移を見込んだ上で、介護保険料を試算する段階になっております。年明けの1月には、令和3年度から3年間の介護保険料について、一宮町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員の皆様にご協議をいただき、その後の3月議会には、介護保険条例の改正案の提案を予定しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてでございます。

保育所関係でございますが、町内保育所・認定こども園の令和3年度入所入園申込受付を11月18日で終了いたしました。その申込状況について、在園児数を含めご報告をいたします。

町内4か所の保育部全体の定員が380人のところ、現在383人の申込みがございます。特に、定員に比して0・1・2歳児の希望者が多く、この後入所調整を行いまして、1月下旬に申込者に結果を通知申し上げる予定であります。

続きまして、産業観光課の所管の業務についてでございます。

まず、農業の関係です。

毎年11月上旬に行っている一宮町農林商工祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止をいたしました。

次に、昨年9月の台風第15号で被害を受けた農業関係施設の復旧状況ですが、11月末現在の施設復旧工事は、51件中24件の工事が完了しております。現在復旧工事中のものも、年度内には完了する予定であります。

続きまして、施設園芸につきましては、県補助事業の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の整備状況につきまして、梨農家3件で乗用草刈機や肥料散布機械等を導入いたしました。また、トマト農家は2件ございまして、養液栽培システム等を導入し、生産力強化に取り組んでおります。

続きまして、ため池関係であります。

平成30年度に洞底湖の上流にある二又池の堤体が漏水により陥没をいたしたため、千葉県が事業主体の県営ため池等緊急整備事業として、堤体改修工事を11月から着手し、現在工事を実施しているところであります。

また、昨年10月の台風21号の大雨で、東浪見軍茶利地先にある弁天池ののり面が崩落し、現在、災害復旧工事を行っております。この2か所のため池工事は、来年2月に竣工する予定であります。

続きまして、長生地域の農業を総合的に支援する長生農業独立支援センターについてでございます。

現在、トマト農家、ネギ農家で2名が新規就農に向けて研修を行っているところであります。また、12月6日に農業見学・体験バスツアーを開催し、参加者に農業の良さを体験していただきました。今後も、長生地域に就農意欲のある農業経営者を育成し、営農定着するよう努力をしてまいります。

続きまして、商工関係であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きな影響を受けた中小企業を支援する中小企業再建支援事業ではありますが、11月27日までに358件ご利用をいただいております。また、地域経済の回復を目的として実施している、いちのみや地域応援券事業ではありますが、10月16日から簡易書留で郵送し、現在約98%の配布を終えております。受領されていない方には、再通知や個別連絡するなどし、町内全世帯への配布に向けて努力をしております。なお、本商品券の利用期限は令和3年1月31日までであります。

また、宿泊事業者に対する支援策として、町内宿泊施設を利用した宿泊者に対し配布している商品券やおもてなし事業につきましても、大変ご好評をいただき、誘客及び再訪につながっていると伺っております。今後も、様々な地域活動と連携し、地域経済への波及など、地域振興につながるよう大いに期待をいたしているところであります。

次に、観光関係であります。

10月11日、第7回九十九里トライアスロン大会が実施されました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、選手や関係者の安全面を最優先とした感染防止対策を講ずるとともに、参加人数を制限し、無観客で行いました。さらに、コース設計も九十九里有料道路内での開催とし、事故もなく無事終了することができました。

また、当日は台風の接近に伴い、スイム競技を中止したため、バイクとラン競技のみのレースとなりました。総勢で880名の参加がございました。そして、昨年同様、参加者の方に

町内加盟店で利用できる1,000円クーポン券を配布したところ、482名の利用がございました。今後も、町民の皆様及び全国からの参加者に愛される大会になるよう、大会実行委員会にて努めてまいります。

続きまして、海岸駐車場の運営事業であります。

国の緊急事態宣言を受け、開設時期が遅れました。7月1日から9月30日までの92日間を有料期間として事業を行った次第であります。今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、密を回避できる野外活動が流行したため、1日当たりの平均利用台数は340台と、昨年比で119台上回りました。今後も、駐車場等の整備を進め、利便性向上に努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてでございます。

まず、建設関係であります。

今年度予定しております新設改良工事・道路維持工事につきましては、全ての工事の発注が完了しております。また、交付金事業で進めております町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良事業、用地買収に伴う立木等の補償物件を調査中であり、年明けから本格的な用地買収業務に入る予定であります。

続きまして、都市整備関係であります。

老朽化に伴う中央ポンプ場大規模改修事業につきましては、千葉県下水道公社と工事委託に関する協定を締結し、来年度までの2か年計画で、除じん機2基、電気設備の更新工事を進めております。今年度は製作に取りかかり、先般の入札により、除じん機については協和機電工業株式会社、電気設備については株式会社安川電機が請負業者に決定いたしました。今後は、来年度に除じん機、また電気設備の据付け工事を実施する予定であります。

続きまして、環境関係であります。

上半期の町による不法投棄物の回収状況ですが、主なものとしては、テレビ4台、洗濯機1台、プラスチック1㎡等であり、昨年度同時期と比べますと、不法投棄物処理費が約50%減少いたしました。今後も、関係機関と連携を図り、不法投棄監視のパトロールをさらに強化してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、有害鳥獣の問題でありますけれども、4月からイノシシ30頭、キョン28頭、アライグマ30頭、ハクビシン11頭、アナグマ1頭、タヌキ3頭を捕獲いたしております。今後も、有害鳥獣から農作物を守るため、頻繁に出没する場所へ箱わなを設置し、捕獲に努めてまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてでございます。

まず、学校教育関係についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、実施が懸念されておりました今年度の修学旅行につきましては、感染防止対策など児童生徒の安全性を第一に考え、小中学校ともに県内での実施が計画されておりました。10月の中学校を皮切りに、11月に東浪見小学校、12月に一宮小学校と、3校全てが無事に行程を終了することができました。例年とは異なる旅行となり、児童生徒にとって忘れられない思い出となったことと存じます。

次に、GIGAスクール構想に伴う児童生徒1人1台端末等の整備についてでございます。

本事業につきましては、先月の臨時議会にて本契約のご承認をいただいたところであります。令和3年2月末の導入完了に向けて、現在取り組んでいるところであります。

続きまして、社会教育関係です。

11月15日日曜日に開催の予定でありました七歳児合同祝でありますけれども、例年行っている公民館での開催は難しく、GSSセンターでの開催も検討いたしましたが、児童・保護者を一堂に会しての開催は集団感染等のリスクもあり、皆様の健康・安全を第一に考慮し、今年度は中止をいたした次第であります。なお、対象児童の皆さんには、保育所を通じて町と教育委員会から千歳飴、また、一宮交通安全協会一宮支部から文具や反射材等を交通安全グッズとして進呈をいたしました。今後も、町の未来を担う子供たちが健やかに成長していただくことを願っております。

終わりに、この定例会には認定5件、条例制定案1件、条例改正案2件、補正予算案3件、同意案1件を提案させていただきましたので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎常任委員の選任

○議長（鵜沢一男君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

議会委員会条例の改正施行に伴い、常任委員会数及び委員会定数が変わりましたので、新たに常任委員を選任いたします。

当議会では、常任委員の選任に当たり、各議員から常任委員会への希望を取り、できるだ

け希望に沿うように取り計らってまいりましたので、これまで同様に行います。

それでは、希望記入表を配付いたしますので、記入をお願いいたします。

念のため申し上げます。希望表の中に第1希望と第2希望がありますので、希望するところに丸印をつけてください。また、用紙に議席番号及び氏名を記入する欄がございますので、忘れずにご記入をお願いします。

(常任委員会希望表配付)

○議長(鵜沢一男君) 記入は終わりましたでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 議席番号、氏名を確認してください。

それでは、希望表を書記が回収いたしますので、お渡してください。

(常任委員会希望表回収)

○議長(鵜沢一男君) この結果を見ますと、一宮町議会委員会条例に規定する定数には及びません。

お諮りいたします。委員の選任につきましては、5名の選考委員を立て、選考委員の方でご協議を願いたいと思います。また、選考委員の選任は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、5名の選考委員は議長において指名をいたします。

選考委員には、副議長、12番、藤乗一由君、議会運営委員会正副委員長の11番、森 佐衛君と、9番、吉野繁徳君、前正副議長の8番、鵜野澤一夫君と、6番、小安博之君、以上5名の方々をお願いしたいと思います。

選考委員は、選考委員会を行いますので、直ちに議長室にお集まりください。

選考委員会開催のため、20分程度の休憩といたします。

再開は9時55分といたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時53分

○議長(鵜沢一男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選考会の結果を、選考委員を代表して、12番、藤乗一由よりご報告をお願いします。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

希望の表を拝見いたしまして、偏りがございましたので選考いたしました。諸条件を考えまして、変更した結果を以下に発表させていただきます。

総務経済常任委員会

13番 鵜 沢 一 男 議長	11番 森 佐 衛 議員
10番 志 田 延 子 議員	9番 吉 野 繁 徳 議員
8番 鵜野澤 一 夫 議員	2番 内 山 邦 俊 議員
1番 川 城 茂 樹 議員	

この7名です。

次に、厚生文教常任委員会

12番 藤 乗 一 由 副議長	7番 袴 田 忍 議員
6番 小 安 博 之 議員	5番 鵜 沢 清 永 議員
4番 大 橋 照 雄 議員	3番 小 関 義 明 議員

この6名です。

以上、選考会からの報告を終わります。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま選考委員会から報告のありましたとおり、総務経済常任委員会委員に、11番、森 佐衛君、10番、志田延子君、9番、吉野繁徳君、8番、鵜野澤一夫君、2番、内山邦俊君、1番、川城茂樹君、そして私、13番、鵜沢一男の7名、厚生文教常任委員会の委員に、12番、藤乗一由君、7番、袴田 忍君、6番、小安博之君、5番、鵜沢清永君、4番、大橋照雄君、3番、小関義明君の6名を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

各常任委員会は直ちに委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任を願います。

各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務経済常任委員会 議員控室、厚生文教常任委員会 議長室、以上のとおりです。

また、各常任委員会において、委員長及び副委員長が決定いたしましたら、速やかに議長

まで報告をお願いいたします。

常任委員会開催のため、10分程度の休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時03分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（鶴沢一男君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告をいたします。

総務経済常任委員会、委員長 8番、鶴野澤一夫議員。副委員長 10番、志田延子議員。
厚生文教常任委員会、委員長 6番、小安博之議員。副委員長 3番、小関義明議員。
以上のとおりです。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第6、請願第1号 国に働きかける意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本定例会までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおりです。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

国に働きかける意見書の提出を求める請願書。

紹介議員、内山邦俊。

2020年11月17日。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

請願者、住所、千葉県長生郡一宮町一宮2897、千葉県茂原市建設組合連合会会長、山口久雄、千葉県板金工業組合専務理事、高梨哲也、千葉県左官業組合連合会、福邊克吉、千葉土建一般労働組合長生支部執行委員長、稲垣泰道。

請願理由。

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に最大の被害者が生まれていることです。それは、アスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

さらに、1975年4月1日以降、アスベストを使用した現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、警告をせずに利益を追求したアスベスト建材製造企業の責任も重大です。特に建設業は、重層下請け構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定される事にも多くの困難が伴います。また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償の支給もありません。国は、石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしています。2017年10月27日・2018年3月14日の東京高裁、同年8月31日・9月20日大阪高裁、2019年11月11日の福岡高裁、神奈川2陣の東京高裁判決2020年8月28日、東京2陣の東京地裁判決2020年9月4日と、続けて国とアスベスト建材製造企業の責任を求める判決が下され、一人親方も補償の対象という判決となり、国の責任に関しては都合14度目ともなります。

しかし、裁判では時間や費用もかかり、判決が下る前に志半ばで亡くなった原告も多数います。アスベスト被害者を真に救うためには、国とアスベスト建材製造企業に応分の負担を求め、裁判によらず、補償と救済が受けられる制度の創設が急務であると考えます。

よって、貴議会に下記の事項について国に働きかける意見書の提出を請願します。

請願事項。

1 建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに執り、建設アスベスト訴訟の全面解決、被害者の全面救済を行うこと。

2 建設事業者のアスベスト被害者が、裁判によらず救済と補償が受けられる制度『建設石綿被害者補償基金』を創設すること。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

内山議員にお伺いしたいんですが、この事例に関連する事例に関して、例えば町内ですとか、近隣ですとか、そういう被害に遭ったというお話を、あるいは訴えに関わっているというお話がございましたら教えていただきたいんですが。

○議長（鵜沢一男君） 2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

藤乗議員の質問にお答えします。

長生地域では1名、今裁判中ということでありまして。あと、千葉県内では34名の被災者がおります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 藤乗議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、請願第1号 国に働きかける意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられるよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（鵜沢一男君） それでは通告順に従い、1番、川城茂樹君の一般質問を行います。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 1番、川城です。

大きく2点質問がございますので、1点ずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） どうぞ。

○1番（川城茂樹君） それでは、1点目の質問から。

今年度は、コロナ禍以外では大きな災害がない年であった。しかし、このような平時こそ、災害への備えが重要であると考え、避難所についてお伺いいたします。

駅下住民は、台風や集中豪雨などのときは、今まではまずは中央公民館が避難所と認識していたが、どうやら中央公民館はペット同伴の方専用の避難所に変更されたと聞いた。

そこで、このような住民の生命に関わる避難所設置の在り方について、3点質問させていただきます。

1点目、避難所の見直しについてのその経緯を伺いたい。

2点目、見直しに当たって、区長さんなど住民の意見を反映させたのかどうか。

3点目、今後、駅下住民の避難場所はどこにするのか。また、住民への周知方法はどのようなのか、それぞれ伺います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の避難場所見直しの経緯についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が収まらないことから、町では10月9日にG S Sセンターで全職員を対象にした新型コロナウイルスの感染防止に配慮した避難所運営訓練を行ったと

ころでございます。この訓練で浮き彫りになった課題を踏まえ、避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを策定し、避難所設置の優先順位の見直しも行いました。

見直しに当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、収容人数を減らし、避難所における密の発生を避けること、発熱者・濃厚接触者の収容場所を別に確保するとともに、健康な避難者と動線が重ならないようにすること、それから洋式トイレが整備されていることなどが必要であることを踏まえ、GSSセンターを最優先の施設といたしたところでございます。

また、GSSセンターとの連携が取れることや、各教室にエアコンが整備されていることなどから、一宮中学校や一宮小学校をこれに次ぐ位置づけとしたものでございます。

一方で、中央公民館につきましては、施設の老朽化に加え、こうした点で不備もあることから、優先順位を下げ、かねてより要望のあったペット同伴者専用避難所とすることとしたものでございます。

2点目の避難所の見直しに当たって住民の意見を聞いたかというご質問でございますが、実際の避難所の設置に当たっては、あらかじめ決めた優先順位だけでなく、災害の種別や被災状況を踏まえまして、町の責任でその都度判断し決定しております。

したがって、あらかじめ決めた優先順位を町民の皆様にお知らせしたり、ご意見をいただくことはしておりませんので、ご理解いただくようお願いいたします。

3点目の今後の避難場所についてのご質問でございますが、地域防災計画では、GSSセンター、一宮中学校、一宮小学校、東浪見小学校、保健センター、中央公民館、そして振武館の7か所を定めておりますが、先ほど申し上げました理由で、災害の都度開設場所を判断し、防災行政無線やホームページなどで住民の皆様へ周知してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 再質問をいたします。

それでは、GSSセンターや一宮中は、我々駅下住民は、ここは確かに遠いです。また、駐車場が狭いと聞いている。また、昨年も東浪見小学校の体育館に回された人がいると聞いているが、対策は取られているのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（鶴沢一男君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ただいまの再質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、避難所開設は災害の都度判断してまいります。特定の施設だけにとらわれず、7か所の避難所から、必要に応じて開設してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 再々質問ではございませんけれども、お願いでございます。

それこそ、災害発生時には住民がどこに避難するか、迷わないように周知をこれから必ずお願いをしたいと思います。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

○議長（鶴沢一男君） どうぞ。

○1番（川城茂樹君） 中央公民館の建て替えは、喫緊の問題と誰もが考える。過去に何度も一般質問に上がっており、公共施設管理計画で検討するとの答弁があった。

中央公民館の老朽化について、2点質問させていただきます。

1点目、中央公民館が避難場所としての位置づけが変わった背景は老朽化にあるとすれば、マニュアル見直しに併せて、建設に向けた検討会などが組織化されるべきであるが、なぜ組織化されないのか。

2点目、一部ではトイレ改修の話が出ているようである。トイレ改修自体は重要なことであり必要だと思うが、改修後数年で公民館自体を移転するような話になるおそれはないか。場当たりのでなく、計画性を持って予算を執行すべきと考えるが、町長の考えをお聞きします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、川城議員のご質問にお答えいたします。

まず、1について、平成29年3月に公表されました一宮町公共施設等総合管理計画において、中央公民館の更新が急務であるとの基本方針のほうが定められました。現在、個別施設ごとの長寿命化計画、個別施設計画を盛り込んだ、新たな一宮町公共施設等総合管理計画を策定中でございます。

まずは個別施設計画の作成において、中央公民館の更新や企画などの検討を図り、中央公

民館の更新に必要な委員会の組織の立ち上げについては、一宮町公共施設等総合管理計画完成後に、検討委員会の準備のほうを町側と進めてまいりたいと思います。

続きまして、2点目の質問についてです。

中央公民館のトイレについて、1階の女子トイレを和式から洋式への改修を考えております。中央公民館は、ふだんの文化活動はもとより、選挙の投票所や運転免許証更新時の会場など、幅広い分野で必要とされております。

利用者には足腰の弱い方も多く、保健センターや役場庁舎に比べ、バリアフリーの設備が整っていないため、今まで利用者の皆様から要望が多く、トイレに関しましては、これまで大変にご迷惑をおかけいたしました。

中央公民館の建て替えなどについて、具体的な内容は定まっていない状況です。今回のトイレ改修は必要最小限のものとして、コストも最小限で計画しておりますので、ご理解をいただくとお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 再質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、平成29年3月に公表された一宮町公共施設等総合管理計画において、中央公民館の更新が急務だとの基本方針が定められたとの答弁でした。

本来、公民館などの大きな公共施設の建て替えに当たっては、3年から5年計画で立地の選定や建設費用などの検討を、議員代表や住民代表が参加する建設検討会などを行うのが一般的であり、庁舎建設時も設置したと記憶しているが、そのような話は一切出てきていないようである。

については、中央公民館の更新について、準備は全く進んでいなかったのか、再度町長に伺いたい。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員の再質問にお答えを申し上げます。

中央公民館につきましては、一部に耐震性の不足もございます。バリアフリーも確保されていない状態がございますので、大規模な修繕、あるいは建て替えなどの検討が必要である

ということは、私も十分に以前より承知しているところでございます。

これまで、この公民館そのものについての建て替えについての本格的な検討に入っていないのではないかということでございますけれども、実は議員もご存じのとおり、私どもの町には公共施設、あるいは道路、あるいは排水機場なども含めて老朽化が進み、今後その補修、あるいは全面的な改修が必要というものがたくさん実はございます。こういう中で、施設整備をどのように行っていくのか、非常に難しい局面にあるというところでございます。

私どものほうといたしましては、今年度中に公共施設の個別施設計画の策定に進むための素案をつくっておるわけでありましてけれども、その中で優先順位なども見定めた上で、しかるべき手続を進めて、この改築へと進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、このオリンピック、またコロナウイルスという大きな課題も参っておりまして、この1点になかなか集中し切れなかったということで、若干議員にご不満を差し上げてしまったわけでございますけれども、今後、速やかにこうした問題を検討して、方向を定めていきたいと思っております。

いずれにせよ、公民館老朽化の根本的な解決を図るには、数年間検討を含めて、今議員がおっしゃっていただいたような予備の検討から含めて、数年間どうしても必要であろうというふうに思います。その間は、耐震性の少ないところは一部ございますけれども、全体としてはまだ使える状態ですので、小規模な修繕を行いながら、その間は現在の公民館、使用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ご理解を賜れば幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 再質問ではありませんけれども、要望というか、お願いでございます。

今町長が答えたとおり、状況は非常に厳しい状況かと思いますが、ぜひ町のリーダーとして、早急にこの一宮町公共施設総合計画管理計画を完成して、いろいろ選挙前にもありました南消防署、GSS、振武館、いろんな公共施設がありますので、早めに管理計画を完成して、各検討委員会を進めて準備をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 要望でよろしいですね。

○1番（川城茂樹君） はい。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、川城茂樹君の一般質問を終わります。

ここで15分程度の休憩といたします。

再開は10時40分です。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時39分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、質問をさせていただきます。

現在の状況のような町の取組、それから、来年度に向けた事業や将来的な町の取組方針について、大きく3項目についてお伺いします。

1項目ずつ分けて質問させていただきます。

○議長（鵜沢一男君） どうぞ。

○12番（藤乗一由君） それでは、1番目に、現状のようなコロナ禍の中で、現在から今後に向けた町の方針についてお伺いします。

1つ目、イベントその他集客を伴う行事などの開催についての町の方針。これは主催事業者やそうした方への規制ですとか、協力依頼、こうしたことに対する方針ですとか、町民への協力のお願い、依頼、こうした内容も含めてですが、これについて町の考え方を伺いたします。

2つ目としまして、今後想定される状況において、オリンピックですとか、その関連の事業等に関する人の流れ、こういったものなどについて、どのような対応を考えて、事業として計画し、次年度の来年度の予算に反映していく考えか、伺いたします。

3つ目としまして、公共交通に関連するものですが、新にここサービス、町内循環バス、児童生徒や保育園児の送迎、こういった公共交通、あるいは民間も含まれますが、今後どのような体制で臨む考えか伺いします。事業運営の方針ですとか、予算面での来年度の対応、

こういったことも含めてご説明ください。

4つ目としまして、この状況を災害というふうにも捉えられると思いますが、コロナ対応に関連しまして、被害や問題発生を最小限にとどめる。これがどこも望ましいわけですが、そのときに広報の仕方、方針というものが、現在のままの状況できちんと町民の皆様に、緊張感を持ってという意味で伝わっていくのかというところに疑問な部分もございます。やり方について、見直しなどの考えはないのか、これらについてお伺いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の1点目の、コロナ禍での町の方針について答弁いたします。

町内で開催されるイベントなど、集客を伴う行事等についての町の方針に関するご質問につきましては、日々変わる新型コロナウイルス感染の状況下、現状での答弁となりますが、町は国や県のガイドライン等の通知に沿った感染防止対策について、関係する各課から主催者へ協力をお願いをしております。

なお、町内でクラスターなどの感染拡大が発生した場合には、保健所と連携して中止要請等を行うなど、イベントや行事等における感染拡大防止を図ります。

2点目の、コロナ禍でのオリンピックや町イベントの運営方針や予算対応について答弁いたします。

オリンピック本体に係る人の流れなどに関する対応は、大会組織委員会が行うものであり、当町としては、事業として次年度予算に反映するものはございません。

また、来年の町独自イベントの運営については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から通知がありました、来年2月末までの催物の開催制限、イベントなどにおける感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等についてに準拠した新型コロナウイルス対策を盛り込んだ計画を現在作成しており、当該対策費用を次年度予算に反映して、町独自イベントの開催を予定しております。なお、オリンピック本体が中止や無観客となった場合には、町独自イベントも開催いたしません。

3点目の、コロナ禍での公共交通の運営方針や予算対応についてお答えします。

まず、町が直接運営している事業について申し上げます。新にここサービスにつきましては、感染防止対策としてマスクの着用や手指消毒、検温のほか、飛沫感染防止シート設置、

利用者の体調確認等を講じて運営を行っております。また、お買物・観光循環バスについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度の実施を見送りました。

保育園児の送迎バスについては、運転手のマスク着用や車内消毒を毎日行っているほか、送迎中は児童は間隔を空けて座り、窓を開けて換気を行って運営しております。

今後の体制につきましても、日々変わる新型コロナウイルスの感染状況を見極め、適正な対策を講じた上で運営をしております。このほか、公共交通機関における感染防止の取組を支援するため、バス事業者及び町内に事業所を置くタクシー事業者を対象に、感染拡大防止に係る経費に対し奨励金を支給する、一宮町新型コロナウイルス対策交通事業者支援事業も現在実施しております。今後も、地方創生臨時交付金なども活用しながら、公共交通機関における感染防止に取り組んでまいります。

4点目の答弁につきましては、感染防止を所掌しております福祉健康課から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、新型コロナウイルス感染症に関する広報の在り方についてお答えいたします。

ご案内のとおり、当感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用を受けるため、外出の自粛要請や飲食店の休業要請など、感染を防止するための各種要請は都道府県知事に権限が与えられ、市町村はそれらの要請が徹底されるよう、必要な情報を正確にお伝えする役割を担っております。

これにより、町では必要に応じ、町感染症対策本部を開催し、県知事から発令された要請事項の確認をはじめ、町民の皆様の特にお伝えすべき点などを検討し、防災行政無線や広報紙、ホームページなどにより、適時適切な情報発信に努めてまいりました。

しかし、議員もご心配されるとおり、第3波による急激な感染拡大に加え、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されております。したがって、町民の皆様の感染対策に対する意識が一層高まり、また継続するよう、より効果的な情報発信の在り方を検討してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

ただいまお答えいただきましたが、現在のような第3波の拡大の大きな要因の一つとして、気温の低下、湿度の低下というのもあるというふうに考えられていると思いますが、それであれば、今後数か月にわたって高止まりするというか、拡大に対して注意が必要ではないかと考えられます。

そこで、感染拡大の状況次第では、例えば以前のような海岸封鎖といったこともあり得るのではないかと考えられます。そうした点について、どう考えているのかという点について伺いたいんですが、実質上、海岸封鎖というような前回のよう形を取るというのは、政府や県の方針がはっきりしない限りは難しいとは思いますが、より一層厳しい内容の発信、対応というのがあり得るという意味で、そういった対応もしなければならぬ状況になる可能性がありますということで、ご注意くださいというような発表の仕方もあってしるべきではないかなと。そうして初めて、ある程度効果も生まれる可能性があるのではないかと考えます。

また、2つ目としまして、広報の仕方なんですけれども、現在、ホームページですとか、広報紙ですとか、頻繁にお知らせしていただいています。それは承知しているんですけども、果たしてそれが現状で響くような形で伝わっているのかということに関しては、大変疑問に思います。

そこで、例えば政府でも国でも奨励しておりますような接触アプリ、こういったものを積極的に採用してくださいと。これは広報でもやっているのは承知しています。それを違う形でお知らせしていくというようなことも、一つの広報の形ではないかなと。例えば、利用されている方はどのくらいいますかというようなアンケートを取るといったような体裁で、逆に採用していただく方を増やすという広報の仕方もあるのではないかと。

このところ第3波で拡大しているので、急激に注意するという意識が高まってきているとは思いますが、それまでのそれ以前の状況では、緊張感が大分緩んでいるというような状況があったのではないかと。それによつての第3波というものもあったと思います。

この広報の仕方という点では、例えば町内の方だけでなく、というよりも町外の方のほうが我々にとっては採用してほしいところなんです、サーフィン関連の店舗ですとか、飲食店、コンビニ、こういったところでお知らせをしていただく。町の駐車場でも同様です。こういった場面での協力依頼を進める必要があるのではないかと考えます。

3つ目としまして、オリンピックの開催が中止の場合には、町イベントも開催しないということですが、来年、あるいはそれ以後にわたって町をPRしていくような方策がぜひ必要だと考えます。現在、具体的にどのようなプランがあるのか、あるいは予算として計画しているようなものがあるのかお教えてください。

以上の3つです。

○議長（鵜沢一男君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、ただいまの再質問のうち、1点目及び2点目につきまして、お答えさせていただきます。

初めに、以前のような海岸封鎖でございますが、こちらに関しましては、各知事から発令される協力要請の内容や、九十九里沿岸の他市町村、これらの動向を踏まえまして、適切に対応してまいります。

また、情報発信の方法等、2点目のご質問でございますが、こちらに関しましては、ただいま議員から幾つかのご提案をいただきました。これらも踏まえまして、繰り返しになりますが、より効果的な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 3点目の、オリンピック後のPRについての再質問にお答えします。

前回の議会で町長が答弁しましたが、釣ヶ崎海岸が初めてのオリンピック競技大会サーフィン競技開催会場と定められたことが分かる、記念となるモニュメントを設置することを検討しております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） これに関して、意見として、意見要望として申し上げておきます。

感染拡大の場合には、イベント等の中止要請なども行うというお答えが最初にございました。当然その当該のイベントということではなくて、その後のということですが、イベント実施後に2週間程度のタイムラグがあって結果が分かるというような状況ですので、この

地域だけのということではなくて、社会の状況を見ながら早め早めに対応、対策を取っていただく、厳しい対策を取っていただくという必要があると思います。災害とも言えるような状況ですので、とにかく迅速な対応、予防的な措置に努めていただきたいと思います。

では、2項目めの質問に移らせていただきます。

○議長（鵜沢一男君）　お願いします。

○12番（藤乗一由君）　来年度、2021年度からの次期総合計画に当たるものを作成する段階に当たりまして、次のような点についてお伺いします。

この総合計画に当たるものを策定するに当たりましては、これまでの計画づくりの背景とは異なり、防災を含めた住民の安全・安心をまず基礎としなければいけないという状況にあると、痛切に感じている方が非常に多いと思います。

これは東日本大震災や台風その他の災害が、現行の総合計画を作成した以後に頻繁に起こっているという状況にあるわけですから、そうした中であるにもかかわらず、町では避難施設の整備を含む公共施設や、災害に対して対処すべき公共インフラの整備がなかなか進んでいないという現状がございます。

先ほどの川城議員の質問にもございましたような内容ともかぶりますが、そこで、3点お伺いします。

町では、これまでの10年間の計画の中で、公共施設の改修、改築、ないしはそのための計画づくりが進んできませんでした。これについて、なぜだと考えているのかという点。

2つ目としまして、現総合計画に対する実施状況、これに対する自己評価を最近出しました。これに対するパブリックコメントを募集し、それを受けて今後の計画づくりに向けた方向性、方針、こういったものをどういうふうに進めるといふふうに考えているのか。また、具体的にないということであれば、このパブコメに対して現状でどう考えているのかという点についてお伺いします。

3つ目としまして、先ほど申し上げたような社会教育施設も含む公共施設、公共建築の整備につきまして、現状で具体的な取組方針があるのかと。あるようであれば、内容について説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢一男君）　質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの藤乗議員のご質問にお答えいたしますが、まず、1番目と3番目は関連性がございますので、併せて私のほうで回答させていただきます。

公共施設の整備改修につきましては、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定しています。計画では、各施設の基本方針として維持修繕による長寿命化、それから将来の更新に向けた複合化による適正規模などの検討を推進することとしております。この計画は、策定後5年が経過したことから、令和3年度に更新を行う予定でございます。

更新に当たりまして、各施設の講ずる措置や実施時期、対策費用等を算定する公共施設等個別施設計画の策定が必要であることから、今年度、それに取り組んでいるところでございます。公共施設等個別施設計画の内容を基にしまして、より具体的な公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の改修改築を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 藤乗議員の2点目の、今後の総合計画づくりに向けた方向性、方針についてお答えいたします。

一宮町総合計画は来年、令和3年3月で10年間の計画期間が終了します。前回9月のご質問でもお答えしたところでございますが、現行の一宮町総合計画に関する自己評価を町のホームページに掲載し、パブリックコメントを実施いたしました。また、いただきましたご意見等についても、現在町のホームページで公開をしているところでございます。

次期計画については、国の地方創生交付金等を活用して、様々な事業が展開できる一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略と、現行の一宮町総合計画の2つの計画を一本化して策定する予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大する状況下、経済状況等先行きも見通せないことから、策定作業が困難な現状となっております。

今後の計画策定に向けた方向性、方針としましては、まず、町民アンケートにより町民の皆様のご意見を広く伺い、今回いただきました自己評価に対するご意見等も参考の上、一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議での協議を経て、計画案を作成します。その後、計画案を町ホームページなどで公表するとともに、パブリックコメントを行い、計画を策定する予定でございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

現在、本年度までの現行の総合計画の大きな問題点ということについて、私が考えておりますのは3つございます。

1つ目が、住民の安全・安心、こういったものが中心課題として捉えられていなかったと。これは、震災前につくられていたということに大きな原因があると思います。防災とか、災害対策の面というところが非常に弱いという点です。

そして、2つ目として、これにも関わりますが、インフラ整備ですとか、公共施設、建築物、こういったものの整備改修計画というものの、多少なりともより具体的なという部分、整備改修計画という部分が、その中に抜け落ちていたという点。

もう一つは、このつくられた総合計画自体がとても普遍的で、没個性であるという点です。本当に一宮らしいという部分はどこにあるのかという点が、ちょっと疑問になるということで、例えばこれを名前をよその自治体にすり替えて、多少手直ししても通用すると。ある意味、普遍的で非常にいいものなんですけれども、また、年度を2021年から2030年と置き換えて、多少書き直してもある程度通用するのではないかという、これはいいとも悪いと言えん、ちょっと没個性というふうに考えられるような部分がございます。ですから、具体的なその10年間での計画というものが抜け落ちていると考えるわけです。

そこで、2つお伺いしたいんですが、現在の総合計画も1年以上もかけて大変大勢の皆様方の労力、時間を経て作成されました。それにもかかわらず、ただいま申し上げたような多くの問題点を残した形となっています。

今後、作成するに当たりまして、それよりも安直な形での町民アンケートや有識者会議と名づけるようなもので、より以上の成果がられるのかというのは大変疑問に思います。具体的にどのように進める考えなのか、お伺いしたいと思います。また、この有識者会議というのがどのようなものを想定しているのかという点についてもお伺いします。

さらに2つ目としまして、ただいま挙げましたようなこうした問題点を解消して、具体的に今後10年間、10年間と区切るものではないかもしれませんが、進めていくためには、よりこれまでと違った具体的なスケジュールが必要だと思えます。

例えば、再三申し上げているような避難所となるような公共建築物、こうしたものの改築の計画をいつまでにつくり、いつから取りかかり始めるというようなことですけれども、そ

ういったものに取りかかるのか。いつまでにするのかということ。その計画自体ですね。その点について、ご説明いただきたいと思います。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 藤乗議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の計画策定の進め方等に関するご質問にお答えします。

現行の一宮町総合計画は、町が目指すべき将来の姿及びそれを実現するために取り組む各種施策の基本方針を示すものとして、平成21年度と平成22年度の2か年にわたって策定したものでございます。

当時は東日本大震災の発災前でもあり、現在ほど防災の重要性に対する県民や県内各自治体の意識は高まっておらず、公共施設のマネジメント計画も一部の先進的な自治体以外では策定されていない状況であり、こうした点に関する記述が結果として、必ずしも十分なものとはならなかったのは、やむを得ないことだったと思っております。

このため、次期の総合計画は、目まぐるしく変化する時代やそれに伴う新たな行政課題により柔軟に対応できるよう、国の地方創生交付金等も活用して、様々な事業が展開できるまち・ひと・しごと創生総合戦略と一本化し、5年間を計画期間とする計画として策定したいと考えております。

また、計画策定に当たっては、足かけ2年かけて策定した、前回より簡素化せざるを得ませんが、町民アンケートや学識経験者並びに町議会議員、町内の各種団体、公募による町民の代表らからなる有識者会議やパブリックコメントなどを行い、幅広くご意見を伺い、反映させたいと考えております。

2点目の計画策定後の具体的な進行スケジュールに関するご質問でございますが、総合計画は町政運営の基本的な指針を示すものであり、個別の具体的な施策につきましては、必要に応じ、総合計画を踏まえた個別計画を策定し、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 再々質問というよりも1点、1項目めと同様に意見要望という形になりますが、とにかく今回の、これまでの質問もそうですが、私としましては、この避難所

ともなるような、あるいは住民の安全・安心ということができる限り担保するようなインフラ、施設、こういったものの整備の改修ですとか、整備につきまして、とにかく早く取り組んでいただきたいというためのものです。

ところで、具体的な施策についてのスケジュールは、総合計画には盛り込むものではないというような説明をこれまで再三お聞きしたりしているんですが、実際には、そうした具体的な部分を盛り込んだ上で総合計画というものをつくっているという自治体もございます。

ここまでの答弁におきまして、実は最初の質問、10年間で公共施設の改修改築やその計画づくり、これがこの総合計画の上で進んでこなかったというのはなぜかという点につきましては、実はお答えいただいているんですね。

もし、総合計画には具体的なスケジュールを盛り込むものではないというのが答えだとしたならば、その中に盛り込まなかったことそのものが、できなかった要因ではないかというふうにも言えると思います。私はむしろ、それが書いていないということが最も大きな原因だと考えています。

ですから、きちんとそこに書き込んで、盛り込んでいなかったからこそ、目先のイベント、あるいは一宮駅東口整備、これを先に回して町民の安全・安心、このベースとなる防災といったことへのハード面での取組が後回しになってしまったという形になったと考えます。

東日本大震災や各種の災害が全国で頻繁にあったという状況であるにもかかわらず、前玉川町長も、馬淵町長の1期目におきましても、全く取り組んでいただく気配がありませんでした。

しかしながら、先ほどの答弁によりますと、今後具体的なスケジュール、これにも関わる個別計画をつくるということですから、しばらくその進捗を待たせていただくことといたします。少なくとも、本年度末までにはある程度の方向性が出されるものと信じておりますので、それを待って改めてお伺いすることといたします。

それでは、3項目めの質問に移らせていただきます。

○議長（鶴沢一男君）　　お願いします。

○12番（藤乗一由君）　　今後の学校施設の整備、教育環境の整備、これに関してお伺いします。

学校施設の整備や教育環境の整備に関しては、次の3点についてお伺いします。

学校の校舎等の施設の整備計画、あるいは準備、これについて現在どの程度進められているのかと、進捗状況をお伺いしたいと思います。

2つ目としまして、プールですとか、教育施設、その他こういった学校の附属施設を今後どのようにしていく考えなのかということについて、お伺いしたいと思います。

3つ目、さきの総合計画に関連しまして、学校施設の整備をどのような位置づけとして進める考えがあるかと。これは優先順位という観点があると思いますので、その辺のところを含めてお教えてください。

さらに、今後の町の方針としまして、子供たちの学習環境、教育環境、これをより充実していくということは、町にとって大変重要なことであると、皆さん共通して認識していると思います。そこで、今後の取組方針につきまして、教育長、町長のお考えを伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の質問につきまして、私のほうから①、②、③までのものについての答弁のほうをさせていただきます。

まず、今後の学校施設整備や教育環境の整備についてお答えいたします。

現在、学校施設の個別計画、長寿命化計画を作成しているところであり、今後はこの計画を基に、学校、町関係課と十分に協議をしながら、施設整備を進めてまいります。

2番目になります。プール、給食施設などの学校附帯施設につきましては、プール施設は老朽化に伴う施設の施設管理や衛生面など、児童の安心・安全を守る上で、民間委託のほうをいたしました。

給食施設につきましては、老朽化に伴うやはり維持管理費の負担増や、食の安全性や衛生面、アレルギー対策、給食提供におけるコスト面など、数年先を見据え、自校方式の継続化、親子方式、センター方式への移行について検討委員会を立ち上げ、検討してまいります。

ここで補足になりますが、自校方式とは、自校に給食の調理施設を有し、調理したものを該当する学校の児童生徒が食する方式になります。親子方式とは、複数校の給食を1校の調理施設で調理し、調理施設を有しない学校に配送する方式で、給食調理施設のあるほうが親、給食を受ける側を子と言います。センター方式につきましては、複数校の給食を一括して調理できる大規模な給食調理施設を建設し、調理し、出来上がった給食を各校へ配送する方式になります。

続きまして、3番目の答弁をいたします。

学校施設整備の位置づけといたしましては、現在の学校校舎は約50年が経過し、老朽化が進む中、生徒の安心・安全を第一に、一宮町公共施設等総合管理計画の更新の際には、町部局と十分協議の上、優先順位が上位になるように強く要望してまいります。

私のほうからは以上です。

○議長（鶴沢一男君） 藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） それでは、藤乗議員の4番目の、今後の町の方針ということで、教育課単独ではできないこともたくさんありますので、まず、中学校の建て替えのこと、給食センター等の建設のこと、その施設を抱えている当教育課としましては、うちのほうだけで検討しても前には進めません。

それで、町全体の構想の中、あるいは災害時の避難施設としての機能も持たせなきゃいけないし、また、今度は道路の関係ですと、避難道路というものを拡幅しなければいけないということも出てくると思います。

いろんな分野から知恵を出し合って、単発に施設を建設するというのではなくて、関連する各課からいろんな知恵を出し合って、いろんなところを関連づけて、それで整備をしていくということが大切なのではないかなと。

とにかく、教育課単独ではなくて、町部局、全ての関係する部局が相談し合って、その順位制をつくって行って、子供たちの安心・安全が守れるような教育環境を整備できたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 町長の考えをということでございますので、藤乗議員にお答えを差し上げたく存じます。

基本的に、私も今教育長が申し上げたことと同じ考えであります。先ほどの答弁でも申しました優先順位、これは現状を踏まえてどこが深刻であるか、また、用途としてどこが最優先であるか、最重要であるか、そうしたことを見極めるということ、これが大変重要でございます。町にはたくさんそういう施設がございますので、全体の中での位置づけをしっかりと考えていかなければいけない。

もう一つは、予算の裏づけをしっかりと取っていかなければいけないところであります。この2つがあいまったところで、次へ正式に進めるということでもありますけれども、これに

つきましては、教育委員会と町部局で連携をいたしまして、しかし優先順位としては子供さん方の教育環境の充実というのは私、一般論的には極めて高いものがあると私は考えておりますけれども、そういったことを具体的にどう進めていくかを考えていきたいというふうに思っているところであります。よろしくお願ひします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

これに関しても、意見要望という形でさせていただきたいと思ひます。

ただいま町長からもございましたが、学校教育の環境と、これは優先されるべきというお話でした。公民館、その他の社会教育施設、こういったものは災害対策というための施設の意味合いでは非常に重要度が高いですが、学校施設も教育面だけでなく、こういった場面では同様の役目を担うという側面も併せ持っているわけです。

今後、町の持続的な発展という観点から考えますと、また魅力的な、魅力あるまちづくりの観点からも、教育の分野に相当の注力をするべきというところは明白であると思ひます。

そうした中で、生徒数の十分な確保という面におきまして、教育に力を入れるという必要がありますから、環境の整備充実という意味、施設の実情に関して、他の公共施設と同等以上の優先性を持って取り組んでいただきたいと思ひます。

それにもかかわらず、現状では一宮中の校舎を含め、各種の施設は相当な老朽化のままでいる状態です。放置されているとは言いませんが、大変危惧すべき状況です。これらの改築、改修、こういった部分は、先ほどの総合計画、これにも関連するものですから、むしろ先ほど申し上げたように、具体的に年限を想定した中でのスケジュール、計画、こういったものを作成するべきだと思ひます。

こうした点につきまして、先ほどの質問にこういった答弁がございましたが、2に対する答弁はございましたが、具体的な方向性の決定を待ちたいと思ひますので、ただいま私の質問、これに関して十分念頭に置いた上での各種の計画づくり、進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 質問が2点ほどございますが、個別に答弁していただいてよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） お願いします。

○3番（小関義明君） はい。まず、第1点目ですが、一宮川の拡幅工事の現状についてお伺いいたします。

昨年の12月議会でも質問をさせていただきましたが、宮原地区の河川拡幅用地で、ある共有地の撤去につきましては、土地収用制度の導入を視野に入れ、国の事業認定の事前協議の後、千葉県収用委員会の裁決申請の手続が必要との答弁がございました。

その後、1年が経過した中で、どこまで作業が進んでいるのかお伺いいたします。お願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 県に詳細を確認したところ、一宮川の拡幅を行うためには、用地未買収がある区間については、河道内に中の島上に残った共有地の用地買収を行う必要がありますが、土地収用法適用に当たっては、まず、任意交渉をしっかりと行う必要があることから、現在、権利者追跡調査を実施していると聞いております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

3番、小関義明君、どうぞ。

○3番（小関義明君） ただいまの答弁を聞く限り、県の対応は10年前とあまり変化していないように感じられます。ちょっと時間がかかり過ぎているようにも思われますが、これは県の事業ですので、町が回答できない部分も多々あると思いますが、一步踏み込んだ、分かる範囲で結構ですので、説明をお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 当該共有地の未買収部分につきましては、あと184名の地権

者がいることが確認されており、相続等によって地権者が変わっている可能性もあり、任意交渉を行うためには、現時点での地権者とその所在を確認する必要があります。

そのため、県ではこれまでも任意交渉や調査委託を実施しておりますが、本年も3月にも調査委託契約を結び追跡調査を行い、その結果を踏まえまして、さらなる調査を行うための委託契約を11月に結んで調査を進めております。今年度中には、ある程度の調査結果が見込まれると思われまます。

県からは、用地補償を経た上で工事を進めて、令和6年度には工事を完成することを目指して工事を進めていると聞いております。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ありましたらお願いします。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関です。再々質問をさせていただきます。

ご存じのように、昨年大雨による一宮川上流、特に茂原市でございますが、河川が氾濫し、甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところです。このことを受け、県が国から激甚災害の指定を受け、一宮川改修事務所が設置されたと聞いております。

今後、上流部の改修が進み、水量が増すことにより、国道128号、一宮橋上流の突き出た部分の共有地の上流で水位が上昇し、氾濫の危険性が増すのではないのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、答弁をお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） ご指摘のとおり、一宮川上流部の河川改修だけが先行すれば、下流にある一宮町の水害リスクは高まります。このため、改修工事を進めるに当たっては、こうした点を十分配慮するよう、町長から県に申し入れてきたところであります。

今後も、上流の改修と併せ、共有地の撤去を含む下流の改修にもしっかりと取り組むよう、強く要望してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） これ、住民の命に関わることですので、今後も県に対して強く要望していただくようお願いをして質問を終わります。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をどうぞ。

○3番（小関義明君） では、続きまして、2番目の質問に移ります。

町内にあるため池、水路等の管理区分についてご質問いたします。

町内にあるため池、用水路については、過去、国から法定外公共物の無償譲与を受け、町の財産となっております。その後、平成30年6月の土地改良法の改正に伴い、平成元年7月には農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、町と各土地改良区の間で利用形態に応じた管理区分を明確化することが求められてきているところでございます。

しかしながら、現在まで明確にされないまま現在に至っております、長年の懸案事項となっております。今後、町が施設管理権に基づき、イニシアチブを取り、各土地改良区との調整を図り、管理区分を明確にすることによって、工事や維持管理が適正に行われることが望ましいと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） ため池と水路の管理区分については、基本的な区分を示した図面の作成は終わっておりますが、管理者、土地改良区等との詳細な協議はまだ実施しておりません。

今後は、図面による机上での協議だけに頼らず、農業用の用水が流れ込んでいるか等の現地調査を行った上で、適正な管理区分を定めた管理委託協定書等の取り交わしを視野に入れ、施設も含めて明確にしてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございません。長年の懸案事項でございますので、スピード感を持って進めるようお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほど、小関議員から重要なことをおっしゃっていただきましたので、私のほうから補足の答弁をさせていただきます。

宮原のあの中州のような部分につきましては、議員おっしゃるとおり、町民の皆様の暮らし、お命に関わるところでございます。私も先ほど土屋課長から答弁申し上げたとおり、県のほうへ申し入れておりますが、事あるごとに私もこのことは決して外していただいているということでは困るということで申しております。

今後も、強く強く申してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鶴沢一男君） 以上で、小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。

私も2点ほどございますので、1点ずつ区切らせて答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは1点目、神門踏切の歩道整備についてお伺いいたします。

上総一ノ宮駅東口開設に伴い、これまで以上に利用頻度の増加が予想されます。現在、踏切内の南側には歩道が設置されておりますが、道路横断等による使い勝手が悪いためか、北側の歩道がない部分を利用している方が非常に多く、危険な状況でございます。

踏切の拡幅及び歩道の新設を県が実施してくださるとのことですが、現在までの進捗状況をお伺いいたします。よろしくお願いいいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 神門踏切につきましては、踏切内の北側を歩行者が歩いてしまい危険な状態のため、歩道を設置してほしいと要望がありました。歩道の設置要望を県に行い、また、JRには歩道整備の実施要望書を平成30年5月に提出しております。現在、県とJRで踏切の拡幅については協議を行っている聞いております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 再質問ではございませんが、これは本当に今危険な状況でございますので、どうか町のほうからも強い要望を県のほうにおっしゃっていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

では、2番目の上総一ノ宮駅東口の今後についてお伺いしたいと思います。

念願の上総一ノ宮駅東口は、ようやく今年7月から利用が開始され、駅を利用される皆様や、駅前を通行される町民の皆様の利便性が向上されたと感じております。

東口開設にかかる事業費も、当初の協定額6億8,317万2,000円が、精算協定額5億70万6,991円となり、約1億8,000万円が減額され、さらに千葉県からの補助金や基金などの活用もあって、町の実質的な負担も大幅に軽減され、町の新たな拠点が完成できたことは、すばらしい成果だと思います。これは本当に町の町長をはじめ、職員の方々のご努力だったと思います。本当にご苦労さまでした。

そこで、1点質問させていただきます。

東口が開設され、現在の駅東側のロータリーを含めた広場に、今後どのように活用していくのか。これは将来の一宮町にとっては本当にとっても重要なことでございますので、現時点で何か整備計画などを考えているかどうかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、志田議員の東口の今後の活用について答弁いたします。

上総一ノ宮駅東側駅前広場については、本年7月1日の駅東口開設に続き、一般車両やタクシーなどの乗降標識や、観光案内板、歩行者の横断防止柵の設置等を進めているところでございます。

当面は、このように既存の広場の利便性や安全性を確保するとともに、不可欠な整備を行い、用地買収や大規模な工事を伴う駅前広場の本格的な再整備につきましては、東口の利用状況や町民の皆様のご意見、町の財政状況などを見極めながら検討してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 再質問ではございませんが、この東口については、本当に将来の一宮町にとってとても重要な案件だと思っております。そして今年、総合計画の見直しもございまして、これから先の10年。ぜひ様々な方たちからのご意見をいただきまして、本当に町外の方でも、一宮町に対して非常に関心を持って、自分たちが何か協力できることがあればというような方たちもおられます。

ぜひそういう方の意見も含めて、何か協議会のようなものをつくられて、ぜひこの東口の開設に当たっては、いろいろと重要なものですので、様々な考え方を検討していただきたいと思いますが、町長、何か考えがございましたらば、ご意見をお伺いしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 先ほど来、志田議員のほうから東口広場、東口という拠点と、その周囲の広場の重要性については大変強調をいただきまして、私どもも同じ考え、気持ちであります。

そのことにつきまして、具体的な今私どもは残念ながらこのように整備するという点について、明確なプランは持っておりません。これにつきましては、先ほど来ご答弁申し上げたこととも関わるんでありますけれども、町内にたくさんの課題があり、また、その財政的裏づけにも苦慮をいたしているところでございます。

まずは、こうしたところから優先順位を決めて財政的裏づけをして先へ進んでいく。そのときにはしかるべき、また町の皆様のご意見を集約してという形で進んでいくわけですが、そのプロセスの中に、東口というものも全体の中で中に入れさせていただいて、検討させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） どうもありがとうございます。突然のご指名で申し訳なかったと思うんですが、ぜひ早急にというか、本当とても大切なことなので、よくお考えになって、皆様のご意見をいただいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鵜沢一男君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時です。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 7番、袴田でございます。

今回は、自分が行っている活動から質問要旨をつくりました。よろしくお願ひいたします。
地域子供会についての質問でございます。

戦後、地域の子供たちの学習の場と仲間づくり、集団力を応援するため、当時の文部省がこれを全国的に奨励し広め、子供会は歩み続けてきました。我が町も学区、そして地区ごとに違いますが、子供会活動が組織化され、子供たち、保護者が活動を推進してきました。これは皆さんもご存じだと思います。昭和57年、これは一宮の学区の件でございますが、各地から選ばれた役員によって、一宮町子ども会期成会が結成されました。そして、現在に至っています。

しかし今、子供たちの遊びが選択肢の多様化と、そして指導する育成者の不足により、子供会活動は困難な時期に入っています。子供たちには地域の伝統行事や芸術に親しみ、町内活動に積極的に活動し、様々な活動をされて受け継いで、体験を通して育ってほしいと思うところでございます。

活動を維持していくためには、行政、特に教育委員会の力を借りること、指導力を持った人の確保と、困難は幾つもありますが、子供会活動を維持していくためにも、教育委員会の協力が必要と考えています。その協力が必要なことから、支援策についてお伺ひいたします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

一宮町の子供たちが自然豊かなこの町で心身ともに健やかに成長し、精神的、社会的に自立した子供に成長することは、我々町民全ての願ひです。しかし、この活動を担う子供会を

取り巻く状況は、子供の減少や役員不足、運営費の不足など、一宮町だけでなく全国的な課題となっております。町としても、健やかな青少年育成のため、子供たちにいろいろな経験、体験をしてもらうことは大変重要なことであり、今後も必要な活動であります。

現在、教育委員会としても、活動費の助成などで活動支援を続けておりますが、子供会の運営に当たる役員につきましては、共稼ぎのご世帯も多く、新たに役員を引き受けてくださる方も少ない状況であり、長い間町の子供たちのために役員を続けてくださる方々のご努力により、今の子供会の活動が支えられているのが現状です。

課題克服のためには、それぞれが子供会の運営負担を少なくして、活動を続けていくことが必要であると考えます。できる人ができることを少しずつでもいいので、子供会の活動に応援していただける人が増えるよう、今後、町広報紙などで支援を呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） よろしくお願いたします。

先ほどの回答の中でもありました子供会運営に当たる役員、これが非常に今困っている状態でございます。それを発掘するための再質問でございますが、子供会を盛り上げる一つの手段として青少年相談員、そして高齢者の会つくも会、また婦人会、そして各子供たちが参加する団体、そういった人を通じ、子供たちに町の歴史文化などを伝える文化交流活動の場を設けるような手だてを考えてもらえないでしょうか。これはちょっと再質問をさせてもらいました。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、再質問のほうにお答えいたします。

一宮町子ども会が今後開催を予定している様々な体験活動に対し、青少年相談員や婦人会などの団体へも参加や協力をしていただけるよう教育委員会からも要請し、多くの大人たちが子供会の盛り上げをサポートできる場づくりについて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） ありがとうございます。

私は今回子供会、私も昭和60年から参加しておりますが、非常に子供会という立場におかれまして、子供たちは忙しい、そしてやはり保護者の方も忙しいということで、なかなか集まれる機会とか、そういうものはありません。

そういう中で思うことなんですが、やはり子供たちが参加する団体、そのやはり調整会議ですかね。そういうのはやっぱり年に1回か2回あると、やはり子供たちが自分で選んで、自分の好きな活動をやっているのではないかな。

やっぱり、一宮にはありませんけれども、ガールスカウトであるとか、ボーイスカウトとか、いろんなスポーツ少年団もあります。ただ、やはりどこにどういった活動があるのかなというのも、子供目線で見ることが僕は必要だと思いますので、やはりそういった連絡調整会議を開いていただきたい、これが1点です。

それから、もう一点は、今、県の子供会でも会議は、理事会なんかは今はオンラインで会議をしているんですね。そうしますと、今後はやっぱりこのコロナの影響ではありませんが、そういったオンラインの会議が増える。だけど、役員さんは家庭の中ではそういったオンライン会議に参加できない。やはりどこかにそういった事務局を持っていないといけない。

私の時代は、子供会は事務局にありました。でも、今は事務局を離れて民間の人に行っております。ですので、再度やはり教育委員会の中に子供会の事務局を設けていただくと非常にありがたいなという要望でございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 内 山 邦 俊 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、2番、内山邦俊君の一般質問を行います。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

それでは、海岸駐車場に関して質問させていただきます。

現在、海岸駐車場料金徴収は委託していますが、委託料が高過ぎるのではないかと思います。年間900万という金額を支払っていると思います。

現在契約している委託会社は、入札で契約か、あるいは随意契約なのか、教えていただき

たいと思います。また、ほかの市町村でも同じような事業が行われていると思いますが、どのような契約で委託料はどのくらいか調査をしてください。

町では財政が厳しい中、できるだけ支出を控えなければならないときです。そこで、財政負担軽減のために、駐車場に施設使用料として券売機等の設置はできないのか。また、海岸広場、海水浴場駐車場、釣ヶ崎海岸は無料で駐車でき、一部の住民から苦情が出ています。

この施設にも券売機等を設置して、施設使用料として料金徴収ができないのか伺います。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、内山議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、当町における委託契約方法及び支出、また他市町村におきます実績についてお答えいたします。

当町の業務内容は、料金徴収及び現金輸送を伴う業務となっていることから、警備資格を有する者の配置を必要としております。また、悪天候等が予想される場合、業務前日の13時までの申出によりまして、翌日の業務を中止できる仕様となっており、これらに対応できる業者が限られていることから、入札ではなく随意契約により選定しております。

なお、金額につきましては、警備員1人当たりの単価は1日当たり1万4,000円となっております。

次に、近隣自治体におきます有料駐車場の運営状況でございますが、当町に類似した運営を行う山武郡九十九里町の契約方法、こちらは入札を採用してございます。また、警備員1人当たりの単価につきましては、1日当たり1万2,000円となっております。この単価での契約ができる要因といたしましては、3か年の長期契約を採用していること、そして、また警備箇所が5箇所と多いこと、さらには年間を通して実施していることが挙げられます。

今後、当町といたしましても、他の自治体の事例を参考に、支出の抑制につながるよう努めてまいります。

続きまして、自動精算機導入についてお答えいたします。

コスト削減のため、過去に自動精算機の導入を検討いたしました。しかし、現存の機械では、一宮の町営駐車場の設置及び管理に関する条例の施行規則第3条の使用料等の減免及び免除などに対応できないため、新たにこれに対応できるシステムを開発する必要が生じ、膨大なコストがかかることから、設置はしておりません。

また、有料駐車場は開設前の懸案でもあり、開設の目的にもなりました車上荒らしの防止、そして、また路上駐車対策、これらの問題については、警備員を配置することにより解消されております。無人化した場合には、それらの問題が再発するおそれがあることも、自動精算機設置による無人化へ至らない理由となっております。

続いて、海岸広場、海水浴場、釣ヶ崎海岸においても、一宮海岸同様に料金を徴収できないかのご質問でございますが、初めに、一宮海岸広場、こちらは駐車場に隣接されます公園は、遊具のほかに芝生広場やトイレが整備され、町民の日常の憩いの場としており、有料化にはなじまないことに加えまして、収容可能台数や利用状況を鑑みると、採算が見込めない状況でございます。

一宮海水浴場駐車場におきましては、海水浴場への誘客及び海の家維持を図るため、海水浴場開設期間に限りまして無料開放をしておりますが、今後、一宮海岸駐車場の一部として駐車整備が進みまして、年間を通して開放する際には、開設期間以外を有料とすることも検討したいと思っております。

なお、釣ヶ崎海岸におかれましては、過去の有料駐車場の試行期間で、投資に対する採算合わず、やむを得ず中止いたしました。また、現在整備が進んでおります駐車場等につきましては、千葉県行政財産となっていることから、町がこの分を料金徴収することはできません。

このように、これらの駐車場については、それぞれの特性や経済状況を踏まえて無料開放しておりますが、今後の整備の進捗や利用状況などを踏まえて、必要に応じて有料化も含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありましたらお願いします。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 今後、駐車場の舗装補修等発生すると思います。また、海岸広場、釣ヶ崎海岸のトイレも修理が必要になることでしょうか。それに、定期的に必要な浄化槽の清掃、点検にも費用がかかります。これらの費用を、施設使用料の徴収で維持管理費として充てることを検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ってよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） お願いします。

○2番（内山邦俊君） 駅下の駐輪場整備についてお伺いします。

現在、駅下の駐輪場は自転車が散乱状態になっていて、放置されている自転車も非常に多く見受けられます。とても見栄えが悪く、利用者も困っています。

駅東口開設に伴い、駅東側の整備事業の一環として、駐輪場の整備の予定はあるのか伺います。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

駅下の駐輪場でございますが、駅周辺の放置自転車問題を解消するために、平成27年度に町資材置場の一角に開設したものでございます。現在のところ、駅東口に伴う整備の予定はありません。この駐輪場を継続してまいります。

ご指摘の散乱状態や放置自転車につきましては、これまでも広報やホームページでの周知、それから看板を設置したり、職員が見回りなどをして改善に努めてまいりましたが、一時的には解消するものの、再び同じ状況になってしまい、対応に苦慮しているところでございます。

今後、これまでの活動に加え、放置自転車の撤去を強化し、皆様が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 質問ではありません。要望として、今後、地元の方々にも周知していただいているとは思いますが、さらに周知していただいて、もう少し見栄えのいいような状況をつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鶴沢一男君） 以上で、内山邦俊君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 大橋です。

私は、大きな項目で5つ今回はありまして、そのうち2つは前回質問したものとダブリますが、これは私の質問の技術が未熟な点もありますが、また、ある面この議会において、質問の回数が制限されているというところも、非常に私は問題があると思いますので、今後ぜひ新しい議長さんになられましたので、検討をよろしくお願いします。

では、質問を始めます。

1番目、PCR検査の体制整備について。

これは前回質問しました。そして、いろんなところの事例を紹介しました。第3波到来で、各自治体は独自の対策が必要である。早期発見と対応は、重症化や死亡率を下げるため、誰もがPCR検査が必要になると思う。いすみ市、世田谷区、最近では印西市など、独自のPCR検査を行っている。

このような他市町村の取組を見ても、独自の施策は町民の安心・安全のために行わないのか伺います。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、お答えいたします。

前回9月議会でもお答えしたとおり、生活圏を同一にする長生管内の7市町村では、当圏域を一つの枠組みと捉えており、それぞれの市町村が独自に検査体制を整える予定はございません。

参考に、長生管内の状況を申し上げますと、感染拡大初期の検査方法は、鼻咽頭を拭う方式であったため、くしゃみによる2次感染や風評被害を懸念し、検査を行う医療機関は限られておりました。しかし、現在では2次感染のおそれが少なく、安全に検体を採取できる唾液による検査方式が導入されたことなどから、医療機関名や数の公表はできませんが、長生管内で検査を行う医療機関は増えており、必要な方が必要なときに検査できないといったことはございません。

引き続き、長生管内の7市町村では、医師会や保健所、長生郡市広域市町村圏組合など、関係機関と協力し、検査体制の一層の拡充に努めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問あれば。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、再質問をお願いします。

実は、昨日7日に、東京新聞にPCR検査が受けられなくて病死をしたという記事が載っていました。これは、かかりつけのお医者さんが必要だというコメントを出さなかったから、検査をするところが受けなかった。したがって、その方はPCR検査を受けられなくて、亡くなってしまった。後で調べたら陽性になっていたと、そういう事例がここに紹介されています。

こういう状態が今現在もう起こっていますので、町としても町民の命を守るのであれば、当然こういうところ配慮した、そういう行動を取るべきだと私は思っております。もしこういうことが必要ないとおっしゃっていて、こういうこと起こった場合に、町として責任は感じないか。そういうところを私は答えを求めたい。

そして、ここにまた別に、PCR検査を2,900円で民間が検査をしますよと、こういう記事も載っています。したがって、これに補助金を出して何とかするとか、そういう考えも考えていいんじゃないか。

それから、PCRの機械が今は200万円ぐらいで用意できる。こういう記事も載っています。したがって、常に町民の安心・安全を考える町政であれば、このぐらいのことを常に關心を持って、どうしようかという考えは持っていただきたいと、これは町民が多く望んでいると思いますので、ぜひその辺を町長のお答えができればお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再質問にお答えを差し上げます。

私どもの町の中、あるいはその周辺では、幸い感染拡大が緩慢でございます。現在のところ、PCR検査の必要な方というのも、報告を伺っている限りでは私どもの管内の検査能力の範囲内に十分収まっているという状態であります。

しかし、議員がおっしゃられるとおり、PCR検査が必要であると第三者的に思われる方が、ところが実際に検査を受けられずに医療ケアを受けられない、そうしたことから、大変被害を被るということ、日本の他の地域の事例として報告されているのも事実であります。私も存じております。

そうしたことが起きないために、私どもの町では、これは私ども役場の中で、実際に私どもの町の中で、そうしたPCR検査が必要ではないかというような懸念をお持ちの方がいらっしゃった場合、もちろんそういった方を既存の回路にもご案内いたしますが、役場のほうでもそういう方のサポートを全力で行い、PCRの軌道に乗っていただくように、私どものほうで努力をしようということを、これはもう以前よりスタッフと打ち合わせているところでもあります。

実際には、こういったことで私どもが大いに乗り出したことというのは、まだほとんどないわけなんですけれども、そういったことを申し合わせております。

また、これも感染状況をよく見極めた上でということでは思っておりますが、今後、国のほうでもさらにコロナ対策の予算をつけていただく可能性もあります。そうした中で、議員がおっしゃられたような民間PCRなどへの誘導ということも、私は一つの案として大いに考える意味があるだろうと、そのように思っているところであります。

いずれにいたしましても、正確に必要な方に検査を差し上げて、そしてその病状を把握して、医療ケアを差し上げると。そうしたことに妨げがないように、町としては全力を尽くす所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再度求めることは、とにかく健康診断という今は制度がありますが、これは病気を発見して早く治療する、これが健康診断の目的です。したがって、私はこのPCR検査も、健康診断と同様に考えてほしい。

それから、固執するようですが、これが漏れて亡くなっちゃった、あるいは重症になってしまったということが発生することは、非常に私は問題だと思います。そして、私がこのような想定のお話をこの場で述べさせてもらっているのも、当然その想定も行ってもらえるのがプロとしての意識だと思います。行政は、町民の命を守るのがプロと私は考えております。したがって、ぜひ前向きに、大至急にでも検討をお願いしたい。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） ただいまは要望意見としてでよろしいですか。

○4番（大橋照雄君） はい。要求でお願いします。

○議長（鶴沢一男君） はい。次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君）　じゃ、続きまして、これもまた前回と同じ質問なんですが、防災対策について質問させていただきます。

前回、途中で私の質問ができなくなっちゃったものですから、引き続きという形になりますが、前回の答弁から始めます。

町長は9月議会の答弁で、防災組織づくりはコロナ禍なので今はできない、いつやるかは答えられないとのことだったが、今の状況で町民の命を守る対応ができるのか、非常に不安に思いましたので、そこで、具体的にこうなった場合に町を守れるかという、その確認をしたくて、この質問をすることになりました。

5項目ありますので、5項目全て取りあえず質問します。

1番目、防災無線が聞こえない、スマホはない、自主防災組織や近隣支援者はいない、高齢で車がない、町からのアドバイスもない、このような町民がいらっしまった場合、町民はどうなりますか。町はどう対応する計画なのか伺う。

2番目、新浜地区の住民の方々に、津波が来たときの一時避難所について質問しました。回答は、町の指定した津波避難所は、津波に向かって逃げる場所になるので使用できない。車で高台に逃げますでした。町長の公約の中に、防災の中に道路整備はうたってありますが、有効と思われる姿に今はなっておりません。したがって、途中で車が渋滞する、そういう想定をしなければいけないんじゃないか。また、それが防災計画にあるべきではないかと思うが、町はどう対応しているか伺いたい。

3番目、町避難道の収容人数は、地震災害の場合600人、水害で800人との発表がありました。人口が1万2,000人の一宮町で、とても足りないと思います。別の受入れ場所や協定など完了している場所など、具体的な計画を示してください。

4番目、津波一時避難所のホテルくじゅうくりは経営者が変わりました。新しく協定が結び直しているのか伺います。

5番目、防災は町民の命を守る最上位の役目です。知識、設備、物品などの準備を常にする必要があると思います。そこで、防災の専門知識を持った資格者である防災士について、長生村や大網白里市などでは積極的に取り組んで行っているようですが、町ではどのような取組を行っているのか伺う。

以上、5項目お願いします。

○議長（鵜沢一男君）　質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問でございますが、防災行政無線が聞こえない方につきましては、電波状況が悪いことが考えられますので、外部アンテナを設置すれば改善できます。ですので、これにつきましては町で対応しているところがございます。また、電話応答サービスも行っておりますので、聞き逃した場合にご利用いただけますので、広報等で周知してまいります。

高齢者などの災害時要支援者につきましては、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織などと連携し、災害の際の声かけなど、避難者の逃げ遅れを防ぐ体制づくりを進めてまいります。

2点目の質問でございますが、現在の地域防災計画では、道路の渋滞状況までは想定しておりません。要支援者など徒歩による避難が困難である方については、車での避難を妨げるものではありませんが、津波は地震発生から到達予想時刻まで約30分ありますので、この時間内に避難場所や津波浸水想定区域外に徒歩で避難していただくことを基本としております。家屋の倒壊等による危険性が少なく、道幅が十分な道路を平時からご確認いただけるよう周知を努めてまいります。

3点目につきましては、今般の新型コロナウイルスに対応した避難所運営では、収容人数が大幅に減少しますので、町の指定避難所だけでは大規模な災害時に収容し切れない可能性があります。その場合は、県内市町村との相互支援協定や、一宮商業高等学校との協定を活用して、避難所の確保を行うこととなります。また、現在町内の宿泊施設とも協定の締結に向けて進めているところがございます。

4点目につきましては、ホテルくじゅうくりでございますが、経営者の変更後、まだ協定の締結には至っておりませんので、速やかに協議を進めてまいります。

5点目の防災士の関係でございますが、他市町村の事例を参考に、資格取得にかかる費用の助成について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、再質問をお願いします。

まず1番についてですが、私が申し上げているのは、受信機がない家庭があります。そし

て、室外の防災無線も聞こえない、そういう家庭があります。そういう家庭の方のお話をしていますので、私の説明も悪かったのかもしれませんが、そういう観点の話を私はしております。

それで、全く情報が要するに届かないから、避難が遅れてしまう。あるいは、来てから避難ということになっちゃう。要するに被害を受けてしまう、そういう想定が往々にしてこの状況ですとありますので、こういう方をどうしたら救えるか。これがやっぱり町の責任において、自助・共助、これはある程度求められるのは分かるんですが、私たち行政がここまでやりますんで、あなたたちはここまでやってくれという、そういう説明を丁寧にしていかないと、この人たちは町が助けてくれるんじゃないかという、そういう判断をしている人が必ずいるはずですよ。

したがって、これは場合によっては人災という判断にもなりますので、ぜひその辺を心にとめて、こういう方々の対応をしてほしいんですが、そういうことはどういう方法でやるか検討はしていますでしょうか、お聞きします。

2番目、道路拡幅を町長は1期目の災害の対策として、たしか載せていました。しかし、その1期目のときはほとんど変わっていません。したがって、踏切辺りとか、あるいは途中の辺りでも、車が1,000台、2,000台来ちゃったら、当然渋滞するのはもう私には目に見えるように想定できます。

したがって、これが起こるのを想定して、どうしようかというその対策を練らないと、車の中で亡くなっちゃう方がいっぱい発生するという事は往々にしてあり得ます。したがって、そういうことを対策の中で、計画の中で取り入れるのが、行政の私は最低限の仕事だと思いますので、その辺をぜひどうするかを答えてほしい。

3つ目、一宮商業とか、そのほかのところと協定しているので、そちらのほうにお願いするから大丈夫ですよというお話は前回ありました。しかし、どこで何人受け入れてくれるか、その想定がきちんとできていなければ、結局右往左往の状況をこういう場合ですと陥ります。計画がきちんとできていても、それでもなおかつ災害のときは問題が発生します。

したがって、防災の計画というのはそういうものだと思いますが、私の言っていることが間違っているかどうか、それをお答えください。

そして、ホテルくじゅうくりさんとは協定が終わっていない。これは経営者が変わってからもう半年以上になると思うんですが、緊急を要する案件にもかかわらず、まだ交渉が終わっていないというのが非常に問題だと思います。これが防災の取組の姿勢だということは、

非常に私は行政として問題だと思しますので、その辺を今後の取組について説明を願いたい。

そして5番目、今後、教材を借りて、私も今勉強しておる最中なんです、この防災士は町と町民、あるいは自主防災組織との間を取り持つ非常に重要な役目が果たせると、こういうふうはこの本の中に語ってあります。ぜひこれは町として取り組むべきだと思います。

既に長生村とか、大網白里のほうでは取り組んで、防災士も何人もいるそうです。一宮町はその辺をどう考えているか、もう一度お答えをお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目の質問についての再質問でございますけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げておりますけれども、社会福祉協議会とか、民生委員、自主防災組織などと連携してまいります。これを努めてまいります。ですので、災害の際の弱者の名簿等を活用しながら、その辺を努めてまいりたいと思っております。

2点目につきましては、防災計画上はあくまでも車での避難というのは想定してございませんので、これについてはまた今後課題とさせていただきたいと思っております。

3点目の避難所の関係ですけれども、町の今、避難場所については定員等、コロナに対応した収容人員を出しているところでございます。また、他の協定を結んでいる一宮商業高校ですとか、その他町内の宿泊施設については、これから早急にその作業を進めていきたいと思っております。ホテルくじゅうくりにつきましても、ご指摘のとおり速やかな協議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

5点目の防災士につきましては、令和3年度予算で今検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

○4番（大橋照雄君） それでは、これは確認なんですけれども、積極的に私の申し上げたことを取り上げてくださるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 再々質問ということで、お受けしますよ。

○4番（大橋照雄君） はい。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 今、大橋議員からおっしゃっていただいた内容につきましては、防災上重要な点でございますので、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） 次は、防災教育について伺います。

令和2年3月議会で質問した、アプリによる逃げキッドで小中学校の児童生徒に防災教育や家庭の防災活動の一助を求めました。釜石東中学校では、教育と訓練の成果によって、地域児童と住民の避難活動の助けとなり、被害者が1人も出なかったといういい例があります。

この点について、町の取組はどうしているか現況を伺います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） それでは、大橋議員の防災教育についてご回答差し上げます。

現在3つの学校、各学校では学校の安全計画に沿って、様々な災害に対する避難訓練、それから防災教育を行っております。今、大橋議員のほうからございました逃げキッドについては活用しておりません。

ご存じのとおり、逃げキッドというのは国土交通省が小中学生向けにマイ・タイムラインを作成するための検討ツールとして作成したものです。このマイ・タイムラインとはどういうものかと申しますと、台風とか大雨の水害、こういうことが起こった場合に、そういう大雨とか水害がこれから起こるかもしれないという想定をして、起こったときにどうやって一人一人が避難行為、どういう避難路を通して、どういうふうに行動したらいいかという、自分自身の避難行動プログラムというのをつくるためのものが、この逃げキッドというものなんです。

この逃げキッドというのは非常に有効であるんですが、例えば同じ一宮にいても、駅下に住んでいる方と、新浜のほうに住んでいる方では全く違いますので、一堂にやることは意味がない。要するに、その家に住んでいるその家族構成、どういう道を通して、どういうふう逃げていくかというプログラムをつくるための、それをつくるのに作りやすい、それがツールだということで、それを逃げキッドという参考書を使って、自分の避難行動計画をつくるという、そのためのものです。

これをつくることによって、いざというときの自分だけではなくて、自分と、家族と、自分が学校へ行っているときにうちにいるおじいちゃん、おばあちゃんはどうやって逃げたらいいんだろうかというのを家族全員、全部で、自分の逃げ方というものをそれぞれが作ることで、家族それぞれが明確に逃げ道というものが分かってくるので、これから学校での防災教育とか、総合的な学習の事業とか、有効に活用できるツールの一つだと思いますので、学校のほうにも紹介して活用を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの答弁を伺いまして、教育は行っていくという確認ができましたので、非常に安心しております。

そして、本日の新聞に、今年の4月に防災教育学会なる組織がつくられ、活動成果の発表が神戸市内で行われたという新聞記事が載っていました。この中で、いろいろな学者、あるいは見識者がコメントを発表されていまして、まず、生涯にわたり一人一人が災害に適切に対応する力、これを養成する必要があると。それには、教師の基礎的知識の研修が必要である。また、現時点では地域や学校によってかなり差があることが課題である、そういうコメントがありました。

ぜひ、一宮町はこの格差の上のほうの状況に至ってほしい。そういう要望を申し上げまして、この質問を終わりにします。

○議長（鶴沢一男君） 次の質問をどうぞ。

○4番（大橋照雄君） では、次の質問を行います。

4番、加納久朗氏郷土資料館の現状について。

町長の後援会だよりや6月の広報で、馬淵町長は加納久朗元千葉県知事別邸を改修して、資料館とする計画があると発表していた。この計画はどこまで進んでいるのか、現状の説明をお願いします。

非常に加納さんに関しては興味を持っている方が結構いらっしゃるんで、ぜひこの辺を説明をお願いしたい。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 大橋照雄議員の加納久朗氏元千葉県知事別邸についての答弁を差し上げたいと思います。

旧加納家別邸につきましては、現在、寄附の話は正式には受けておりません。修復の資金確保もめどが立っていないことから、現時点では具体化はしていません。

旧加納久朗別邸と伝わる建物については、長年無人であったこともあり、かなり老朽化が進んでおります。私が一番最初に見たのが昨年、1年後行ったら、あのとき足が踏み入れられたところには、もう足が入らない状況ですので、かなり老朽化が、竹というか、雑木もたくさん生えていまして、これを再利用するということになると、まず改修の費用、それから周辺の整備費用、多額の予算が必要とされることを見込まれます。

現在、これらの費用に加えて、その後の維持管理費についても概算費用の算出作業を行っております。今後、町の財政状況を考慮しながら、検討を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

ただいま教育長は、寄附の話や資料館計画は具体化していないという発表をいただきました。町長の広報や、あるいは後援会だよりにはこれが載っております。それで、この加納久朗別邸とは、ベティさんという方がお住まいだと思うんですが、これは間違いないですか。

それから、クラウドファンディングの設立は誰が行う予定でいるのか。寄附は、寄与をくださる方はどこの誰なのか、町長のお答えをお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再質問にお答えをいたします。

ベティさんがお住まいであったということは確実であります。加納久朗氏のお世話によって、そちらに晩年ベティさんがお住まいになられたということでもあります。

クラウドファンディングについては、現在私はこのクラウドファンディングの中核になっていただく方をまだお願いする段階には至っておりません。先ほど教育長からご答弁あった、

ご報告申し上げたところでありますけれども、この土地について、また建物について、ご寄附のご意思を私のほうへ示していただいた経緯がございます。それで、私も自らの皆様へお知らせする書物にそれを載せさせていただきましたが、境界の確定などでこれがまだ事実を要するというので、正式にご寄附を賜るというところまで行っておりません。

そうしたこともございまして、今後前へ進むにしても、先ほど教育長がご報告申し上げたような様々な要素を考慮して、町にとって最もいい方向に進んでいければと思うところであります。

個人的には、加納久朗氏の別邸であるということを確認したとすれば、価値のあるものであるというふうには思いますけれども、様々な考慮要因もあるということで、皆様ともしっかりとそのあたりは協議の上で決めていきたいというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再々質問で、要するに町長のほうも具体的な計画そのものは別はないけれども、できたらいいなという、そういうような感じの行動というんですか、そういうことということで解釈してよろしいんですか。

○議長（鵜沢一男君） 質問の答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、これが加納久朗公の別邸であるということが確認したとすれば、町にとっては意味のあるものであるということですので、そのしかるべき保存、利用について検討することに意味があると思っています。

○議長（鵜沢一男君） 大橋照雄君、次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） はい。では、次に質問に入ります。

5番目、産後ケアについて。

核家族化により出産後の育児指導者が身近にいなくなり、若い母親は未知の世界の子育てになってしまい、負担が重くのしかかることが予想される。町ではこの支援策として、産後ケアシステムがあるが、他市町村と比較し、どのような取組を行っているのか、状況を伺います。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、産後ケアに関するご質問にお答えいたします。

現在、町では生後4か月、7か月、12か月の乳児を対象とした乳児相談によりまして、保健師による母子の状況確認をはじめ、育児不安に対する心理的支援や育児相談等を行い、産後のケアに取り組んでおります。

加えて、近年では核家族化の進行などから産後の支援が受けられず孤立し、心身の不調や育児不安を抱える母親が増えておりますので、より専門性が高くきめの細かいケアが受けられる、産科医等による委託する産後ケア、こちらにつきましても前向きに実施を検討しているところであります。

なお、長生管内の状況であります。既に茂原市、睦沢町、こちらでは保健師による取組に加え、産科医等による産後ケアを展開しており、その他の町村におきましても、産科医等による産後ケアの実施を前向きに検討していると伺っております。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、前向きに検討をしますという声が聞こえましたので、ぜひ来年あたりからやっていただければ、非常に町民の人口減少の対策としても非常に有効になりますので、ぜひこの場で来年からやりますという強い言葉がいただければ、私はここで質問したかがありますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

現在、年明け1月にかけて、新年度予算の編成中でございます。そちらのほうで検討のほうを前向きにしていきたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。よろしいですか。

○4番（大橋照雄君） はい。

○議長（鵜沢一男君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は2時10分です。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号～認定第5号の上程、説明、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第8、認定第1号 令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

本件は、令和2年第3回議会定例会において、決算審査特別委員会に審査の付託をいたしております。閉会中の継続審査に付された決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、志田延子君。

○決算審査特別委員長（志田延子君） 志田ですが、長文の報告でございますので、マスクを外して報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） どうぞ。

○決算審査特別委員長（志田延子君） じゃ、よろしいでしょうか。

決算審査特別委員会報告書。

令和2年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された令和元年度決算認定第1号から認定第5号までの5件を次のように審査しましたので報告いたします。

1、審査日時、会期、現場踏査。

第1日目の審査は、10月14日水曜日午前9時に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の4か所について、午前9時15分から午前10時30分まで現場踏査をいたしまし

た。①釣ヶ崎海岸広場進入路拡幅工事、②釣ヶ崎海岸施設建築工事、③上総一ノ宮駅東口整備事業、④一宮中学校空調機設置工事の4か所です。

その後、午前10時45分から一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算の審査を住民課、総務課、福祉健康課、企画課の順に行い、午後4時に散会いたしました。

第2日目の10月15日木曜日は、午前8時55分から都市環境課、産業観光課、農業委員会、秘書広報課、教育課、税務課、オリンピック推進課、子育て支援課の順で審査を行い、午後3時40分に全ての審査を終了いたしました。

2、前年度の要望事項。

審査に当たり、前年度要望事項の対応状況について回答がありましたので、ご報告いたします。

①全ての会計において、収入未済額があります。一部の項目では、収入未済額が減少するなど担当者の努力がうかがえますが、毎年増加をしているものもあります。負担の公平性を確保する上からも収入未済額の解消は重要であり、納入者の生活実態等を十分考慮した上で、収入未済額の解消に努められるように要望する。

この要望に対し、税務課では、町税及び国民健康保険税の滞納者に対し、督促状や催告書を送付し自主的納付を促しているが、所得や財産があるのに納付しない方には差押えを実施しております。また、納税相談も随時行い、納付計画の作成や減免申請など、早期の納付を指導するとともに、徴収に当たっては家族構成や収入等の生活状況、財産等を十分に調査・確認し、滞納者の生活に配慮した上で実施し、未納額は毎年減少しているとのことです。

子育て支援課では、保育料の未納分については計画的に納めていただいております。前年比で39.1%の減となっております。今後も引き続き利用者の生活実態に寄り添いながら、収入未済額の解消に努めていくとのことです。

都市環境課では、職員の徴収に対する意識改革を行い、文書及び電話による催告を行っているが、催告無反応者や不履行者に対しては昼夜を問わず訪問し、納付を促し、一括納付納付が難しい方には累積が発生しない範囲で分納の納付約束を交わすなど、徴収対策に努めているとのことです。

また、宮の森霊園の未納に対しては、墓石の有無を確認し、代替わりなどを行っている方は所有の意思を確認し、不要な場合には返還を求めるなど、累積滞納の発生を防止するとともに、未納分の回収に努めているとのことです。

住民課では、後期高齢者医療保険料の滞納者に対し、督促状や催告状を送付し納付を促し、

それでも納付されない方には、電話催告や戸別訪問など直接対話し徴収するなど、未済額の解消に努めているとのことです。

福祉健康課では、介護保険料に未済額がありますが、年々減少しているとのことです。しかし、毎年滞納が発生しているため、引き続き催告書の送付や職員による臨戸徴収を適時適切に行い、滞納額のさらなる解消に取り込み、独立採算の原則に沿った健全な会計運営に努めていくとのことです。

産業観光課では、農業集落排水施設使用料の未納者に対し、未納である旨の通知や電話による納付依頼を行っております。しかし、毎年滞納が発生している状況であり、引き続き通知や電話連絡に併せ、職員による臨戸徴収を行うとともに、多額の方には納付相談を行い、分納による納付を促すなど、滞納額の解消に努めていくとのことです。

学童保育事業は、指導員の確保に大変苦労されていると聞きます。学童保育を推進していくためには指導員の確保は重要であり、子供たちの安全・安心のため、十分な受入れ体制が整えられることを要望いたします。

この要望に対し、子育て支援課より、指導員の確保は町の広報紙に掲載するほか、ハローワークにも登録し募集をしています。現在7名の支援員と19名の補助員で、月曜から土曜日までのシフトを組んで実施しており、平日の保育は十分な体制が取れるようになったとのことです。しかし、夏休みなどの学校休業日には1日開所することにより、平日の倍の人数を必要とするため、引き続き募集は続けていくとのことです。

町の各公共施設、公民館、学校、ポンプ場、農業集落排水処理施設などは老朽化が進んでおり、今後、改修改築等に多額な経費が見込まれます。厳しい財政状況を考慮すれば、一度に整備、改修していくことは困難であり、優先順位を見極め、計画的に整備されることを要望する。

この要望に対し、総務課より、現在公共施設の老朽化に対応した公共施設マネジメントを進めるため、個別施設計画の策定に取り組んでいるとのことです。今後は、耐用年数を既に経過している施設、10年以内に耐用年数を迎える施設、10年以内に大規模な修繕や改修が見込まれる施設、ライフラインに影響を与える重要な施設などの重点対象施設の選定を行うとともに、対策の優先順位をつけ、その施設に関わる維持管理費用、長寿命化等改修費用、改築更新の投資費用など、財政の見通しを算定し、公共施設等総合管理計画に反映させていくとのことです。

3、審査の状況。

審査に当たっては、歳入が適正に確保されているか、新規事業の執行状況はどうであったか、不用額の大きなものはどのような理由によるものか、予算が適正に執行され、最少の経費で最大の効果を上げているのか、限られた財源を有効に活用し、積極的に住民ニーズに応えたものであるかなどに着目しながら審査を進めました。

なお、一般会計ほか4特別会計とも委員外質問はありませんでした。

まず、認定第1号 令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は51億9,544万3,405円で、対前年7.4%増となっており、歳出は49億101万9,401円で、対前年6.9%の増であります。増減の主な要因は、土地改良施設維持管理適正化事業、一宮小学校屋内運動場整備工事などは事業の終了に伴い減額となりましたが、上総一ノ宮駅東口整備事業や釣ヶ崎海岸施設建築工事、一宮保育所増築工事、一宮中学校空調設置事業などの実施により増加となったものでした。

審査では、各課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は14億9,981万6,549円で、対前年5.4%減となっており、歳出は14億4,307万1,154円で、対前年6.2%減であります。被保険者数が年々減少していますが、医療費は医療技術の高度化や被保険者の高齢化等もあり、大幅な減少が見込めないとのことであり、今後の財政運営は厳しいものが見込まれるとのことでした。また、団塊の世代の方々が数年後には後期高齢者医療に移行するため、今後はさらに被保険者数の減少が見込まれるとのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は11億754万7,127円で、対前年5.2%増となっており、歳出は10億7,629万4,829円で、対前年4.3%増であります。増減の主な要因は、保険給付費の増加によるもので、各種サービスの利用件数の増加や施設への入居者の増加などによるものです。また、1号被保険者が増加していますが、認定者は若干の減になるなど、新たな認定者を増やさないための成果が見えてきたものと思います。担当者の努力に感謝を申し上げますとともに、引き続き努力されることを願っております。

審査では、福祉健康課の説明を受け、質疑に入りましたが、担当課の説明は詳細であり、質疑はありませんでした。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億5,459万3,651円で、対前年4.7%増となっており、歳出は1億5,459万3,651円で、対前年4.7%増であります。増減の主な要因は、2年ごとの保険料率の見直しが行われ、後期高齢者医療保険料が増加したことに伴い、広域連合への納付金が増加したとのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑に入りましたが、担当課の説明は詳細であり、質疑はありませんでした。質疑後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は9,878万3,763円で、対前年0.5%減となっており、歳出は9,441万7,680円で、対前年1.5%減であります。増減の主な要因は、元年度新たに施設の老朽化に伴う汚水処理施設の機能強化事業調査・計画策定を行っておりますが、前年度に実施した東浪見地区施設管理事業の高圧受電改修工事や、人孔調整工事の終了に加え、本年度は公債費も減少したことから、昨年度より減額となったものとのことでした。

審査では、産業観光課の説明を受け、質疑に入りましたが、担当課の説明は詳細であり、質疑はありませんでした。質疑後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に町に対して次のとおり2点の要望がありました。

1、公共施設等総合管理計画も作成されているようですが、公共施設を長く使用していくためには、ふだんの日常管理や定期点検を適切に行っていくことも重要です。厳しい財政状況と思いますが、日常の管理経費や定期点検費用、保全的修繕料などにも予算をしっかりと配布し、施設の長寿命化が図られることを要望する。

2、ふるさと応援基金は一つの大きな収入減となっておりますが、頭打ちの感が否めません。さらに収入を増やすためにも、趣向を凝らした取組や新たな返礼品の発掘、PR方法の見直しなど、検討されることを要望する。

令和2年12月8日、一宮町議会議長様。

決算審査特別委員会委員長、志田延子。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告には、別紙で審議中に出された質疑応答が詳細に記されておりますので、委員長報告に対する質疑を省略して、直ちに討論、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、質疑を省略いたします。

これより認定第1号から認定第5号までの討論及び採決に入ります。

初めに、日程第8、認定第1号 令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、認定第1号 令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、認定第1号 令和元年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより日程第9、認定第2号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、認定第2号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、認定第2号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより日程第10、認定第3号 令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、認定第3号 令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、認定第3号 令和元年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより日程第11、認定第4号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、認定第4号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢一男君） 起立多数。したがって、認定第4号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより日程第12、認定第5号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、認定第5号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鶴沢一男君） 起立多数。したがって、認定第5号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第13、議案第1号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 議案第1号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本件につきましては、本年6月、公職選挙法が改正され、議会議員選挙、それから地方の議会議員選挙、それから町長選挙における議会公営が拡大されました。これについては、条例により選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、選挙公営の対象とされるということになりましたので、条例の制定が必要になったことから、本件を提案するものでございます。

第1条につきましては、この条例の趣旨でございます。

それから、第2条、続きまして2ページ、次のページになりますが、第3条、第4条につきましては、選挙運動用自動車の使用に関する規定でございます。契約の締結、それから公費負担額及び支出支払い手続等の規定でございます。

3ページの中程ちょっと下ですが、第5条でございます。第5条については、その契約について、種類別に候補者が選べるようになっているという規定でございます。

続きまして、第6条、第7条、次のページにいきまして、第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成について、公費負担額、それから支払い手続等について規定をしたものでございます。

続きまして、第9条、第10条、第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額、それから支払い手続等について規定したものでございます。

第12条につきましては、委任でございます。この条例の施行に関し、必要な事項は委員会が定めるというものでございます。

附則でございます。施行期日につきましては、令和2年12月10日から施行いたします。これは公職選挙法の改正法の施行日に合わせて施行するものでございます。また、適用区分につきましては、この条例の施行日以降、その期日を告示される選挙について適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第1号 一宮町議会議員及び一宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第14、議案第2号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第2号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案つづりの6ページをご覧ください。

今回の改正であります。文言の改正だけでありまして、制度自体に変更はございません。令和2年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、延滞金に関する文言が一部見直されましたので、本条例も同様に、附則第6条中の文言、「基準割合」及び「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と見直すものであります。

附則といたしまして、施行期日は地方税法の改正に合わせた令和3年1月1日とし、経過措置では、施行期日前の延滞金の取扱いは、なお従前の例によるものといたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第2号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第15、議案第3号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、議案第3号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案つづりの7ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、令和2年度の税制改正に伴う地方税法の一部改正により、延滞金に関する法令用語等について一部見直しがありましたので、本条例におきましても所要の改正をするものでございます。

主な改正内容といたしましては、附則第2条において、延滞金の特例規定の改正を行うもので、「特例基準割合」としていた用語を、「延滞金特例基準割合」と改めるものでございます。

なお、今回の改正では名称等の表記方法だけを変更するもので、延滞金の質自体の内容は今までと同じで、変更はございません。

附則といたしまして、施行期日は地方税法に合わせた令和3年1月1日とし、また、経過措置といたしまして、施行期日以前の延滞金の取扱いにつきましては、なお従前の例によることとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第3号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第16、議案第4号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 議案第4号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定について、ご説明いたします。

議案つづりの10ページをお開きください。

令和2年度一宮町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,110万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,611万7,000円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出補正後の歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものでございます。

また、第2条につきましては、地方債の変更についてでございます。地方債の変更は、第2表地方債補正によるというものでございます。

補正予算の主な内容を説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、議案つづりの18ページ、19ページをお開きください。

内容につきましては、右ページの説明欄でご説明いたします。

まず、特別職人件費でございますが、特別職の報酬減額を行った際に、期末手当に係る共済費を誤って減額してしまったため、共済費に不足が生じたため補正するものでございます。

次の町有財産管理運営費につきましては、東浪見字太東地先、それから宮原字後原地先の町有地について、雑木が繁茂し近隣に迷惑をかけていることから、これを伐採するものでございます。

次のまちづくり推進事業につきましては、上総一ノ宮駅東口整備事業委託料の工事委託料の精算による減額、9,248万9,000円でございます。

次のふるさと応援事業につきましては、寄附金増加に伴う返礼ほか、収納に係る経費で3,000万円を計上してございます。また、そのうち1,863万9,000円については積立てをするものでございます。

2つ飛ばしまして、重度心身障害者（児）医療給付助成事業につきましては、8月から精神障害者も対象に含まれたことにより、143万1,000円を増額するものでございます。

2つ飛ばしまして、下から2番目、子ども・子育て応援対策事業につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症の緊急包括支援事業補助金で、どろんこ保育園に対して50万円を支出するものでございます。

一番下、ひとり親家庭支援事業につきましては、次の21ページをご覧いただきたいと思っております。現物給付化に伴う受給券の発行、それから自己負担額の改正による増額でございます。

2つ飛ばしまして、予防接種事業でございます。高齢者のインフルエンザ予防接種委託料、それから高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種委託料でございますが、コロナ感染症拡大により接種率の増加が想定されることから、69万6,000円を増額するものでございます。

下から2番目の用地管理事務運営費につきましては、野中住宅の返還に伴う境界の復元に係る道路分筆境界立会い測量委託料92万円でございます。

次の道路維持管理事業につきましては、道路の側溝の破損ですとか、路肩の決壊等4件について緊急に対応する必要があることから、124万7,000円を補正するものでございます。

23ページをご覧ください。

一番上、道路新設改良事業でございますが、1-7号線道路改良工事に伴うものでございまして、立木等の補償費を補償することが必要になったことから、用地取得費を500万円減額し、立木等補償に500万円を追加するものでございます。

次の災害対策事業につきましては、平成15年に購入した防災車が塩害、それから老朽化によりかなり劣化が進んでおりまして、県の補助金を活用して買換えをするものでございます。445万9,000円の補正でございます。

下から3番目、一宮小学校管理運営事業でございますが、これにつきましては、北校舎のエレベーター、スロープ等の更新交換が必要であるということから、107万8,000円を補正するものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

一番上、公民館管理運営費でございます。こちらにつきましては、受電設備改修工事の際に、低濃度のPCBを含む変圧器3台が発見されたことから、これを処分場へ運搬するための運搬費用65万3,000円を補正するものでございます。

1つ飛ばしまして、GSSセンターの管理運営費でございますが、GSSセンターの事務室玄関等のエリアに漏電があるため、改修を行うものでございます。設計監理費については11月の補正で計上し、その設計が終わったため、今度はここに工事請負費を420万円増額の補正をするものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

17ページをお願いいたします。

上から3つ目の項目でございますが、17款県支出金、総務費県補助金でございます。これにつきましては、地域防災力向上総合支援補助金、先ほど説明した防災車を購入するための補助金であります。2分の1、222万9,000円の補正でございます。

その下の上総一ノ宮駅東口整備事業補助金につきましては、精算による減額がありまして、4,624万4,000円の減額でございます。

その次の千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金156万円につきましては、令和元年度に台風、大雨等の被害を受けた集会所に対する、修復するための補助金、県費の補助金3分の1の補助でございます。支出につきましては、もう既に当初予算に計上して、それは済んでおりますので、歳入だけでございます。

続きまして、19款寄附金でございます。一般寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金3,000万円の増額でございます。

その次、20款の繰入金でございます。公共施設整備基金繰入金につきましては、GSSセンターの電気設備改修工事に充てる420万円を計上するものでございます。

その下、ふるさと応援基金の繰入れにつきましては、公民間のPCB廃棄物処理のための64万1,000円を補正するものでございます。

21款繰越金につきましては、その他の財源に充てるもので、404万6,000円の減額でございます。

23款町債につきましては、駅東口工事の減額に伴う借入金の減で、3,190万円の減額でございます。

続きまして、地方債補正について説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

本件につきましても、地方道路等整備事業債、これは上総一ノ宮駅東口整備事業に充てるものでございますが、補正前の限度額が1億5,760万円だったものを、1億2,570万円に変更するものでございます。

以上で、補正のご説明を終わります。

○議長（鶴沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

歳出に關しまして、幾つかお伺いいたします。

最初に、19ページにありますふるさと応援事業ですけれども、3,000万円補正ということですが、当初予算として上がったものと比較しますと、かなりの率での増額ということになると思います。

そこで、本年度これからの見積りも含めてなのかということと、これだけ増額という中で、町にとってはありがたいことなんですけれども、どの辺のいつ頃の時期にどういうふうが増えてきた傾向があるのか、あるいはどういう項目に関して増えてきたからなのかというところを、今後の見通しも含めて教えていただきたいと思います。

それと、次のページの21ページの予防接種事業なんですけど、インフルエンザの接種の方が増える見通しだということですが、この時期で恐らく大半の方が、ご高齢の方ですと既に接種を終えていると、過半数の方が終えているという状況だと思います。この補助単価はちょっと私忘れてしまいましたが、仮に3,000円だとすると、63万円ですから210人という、かなりの人数になります。対象者と接種割合から考えると、当初設定していたのに比べると、これもかなりの高い割合と考えられるので、現時点の状況と、実際にこの見通しどおりと言ったら変ですけれども、これも別に悪いことではないので、接種していただくのはね。その辺の状況についてお教えてください。

さらに、その下の野中住宅の整地のためという用地管理事務運営費なんですけれども、この野中住宅の整地に関しては、全体についてなんでしょうか、あるいは、その後の予定計画とかといったようなものがあるんでしょうかということについて、お聞きしたいと思います。

あと、25ページの公民館の管理運営費のPCBの廃棄物処理というのがございますが、これは本年度の当初予算の中に200万余りということで、PCBの廃棄処理というのが行われて、来年度に恐らく200数十万円処理すると、これで全て完了するというようなご説明を、たしかいただいていたと思います。それで、この時期にあえて補正をしなければいけないというのは、どのような状況によるのかなということについてご説明ください。

さらに、GSSセンターの高圧受電装置が漏水によってということですが、工事、受電装置の改修だけでなく、この漏水というのの対策が大丈夫なのかどうかということについてもご説明ください。

○議長（鵜沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、1点目のご質問、ふるさと応援事業でございますが、

3,000万円を今回増額したということで、今後の見込みとか、理由についてちょっとご説明申し上げます。

当初、ふるさと応援寄附金につきましては、7,000万円を予定して計上してございますが、今回3,000万増やした理由としましては、11月末までの実績としまして、実は去年よりちょっと増えていまして、6,400万円ほどのご寄附を頂いているところでございます。今後、見込みとしましては、昨年度の状況を見ると12月に駆け込みの寄附のほうが結構入っております、その関係、12月の駆け込みの金額と、あと、11月に新たにそのポータルサイト、今は窓口をふるさとチョイスというポータルサイトで皆さんに周知しているところでございますが、今後広く知っていただくために、楽天ふるさと納税さんのほうを新たにポータルサイトを11月から始めていまして、今後の見込みとしまして、ふるさとチョイスとして2,000万円ほどの予定、それと楽天ふるさと納税としては1,000万、合わせて3,000万円を応援いただく見込みで計上のほうをさせていただいておりますので、それに伴いまして歳出のほうも3,000万増えていると、そういったことでございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、私のほうから高齢者インフルエンザの予防接種の関係でお答えさせていただきます。

こちらは今年度の対象者、65歳以上の方になりますが、4,200人おりまして、当初ですと接種率60%を見込んでございました。それを今回65%へということで、5%上げさせていただいておりますが、10月から接種が始まりまして11月末まで、前年度と比較しますと約2割増となっております。

ただ昨年、この後12月、1月受け付けていた方が前倒しになっている可能性もありますので、一応5%増というところで押さえさせていただいております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 野中住宅の件についてご説明いたします。

これは、改修に伴うものではなくて、底地が借地でしたので借地を返還、建物を壊しまして、借地を返還する際に、地権者より境界を出してほしいということで、測量にかけた分の費用でございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 公民館のPCBの運搬の件でございますが、今回工事によって新たに発見されたものでございますので、これを当初予算で総務課で計上しておりました運搬費に追加して、一緒に愛媛県の処理場へ運搬するための費用でございます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、GSSセンターの管理運営の関係で、漏電工事に含まれるかということなんですけれども、電気の保守点検において不良の指摘があった高圧ケーブル等の設備に加え、年度当初の保守点検で玄関周辺や駐車場周りに漏電が発覚しました。

GSSセンターは避難所にも使用されているため、至急修理する必要があると、11月臨時議会で承認された設計費の補正に引き続き、今回工事費を補正するものになります。

工事の内容につきましては、高圧ケーブルの機械、漏電している玄関及び駐車場の照明の電気工事、そして漏電の原因となっている玄関部分の雨漏りの改修を予定しております。

こちらは3月完成の予定になりますけれども、今回のコロナの影響によりまして、一宮小学校、一宮中学校卒業式はGSSセンターで行われること、また、県知事選が実施されますその投開票所としてGSSセンターが使われますので、工事のほうが遅れる可能性があります。当初3月を予定しておりますが、ひょっとしたら完成のほうは4月以降になる可能性もありますので、そのときはご理解のほうをいただくようにまたお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第4号 令和2年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしま

した。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第17、議案第5号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第5号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定について、ご説明をいたします。

議案つづりの34ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,045万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明をいたします。

40、41ページをご覧ください。

1款総務費の国民健康保険運営事務費36万3,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、ひとり親家庭等医療費等助成事業の給付方法が、来年4月から償還払い方式から現物給付方式に変更されることになりました。これに伴いまして、高額療養費支給システムに本対象者をリスト化する機能を追加するため、その対応に要する費用でございます。

また、現在使用している高額療養費専用のパソコン端末については、10年以上を経過しているため、動作も不安定な状態であり、OSのサポート期間も終了しています。不測の事態を回避するため、今回のシステム改修を機会に、OSを最新のソフトウェアに更新するとともに、移行作業を行うための経費を合わせて補正するものでございます。

なお、歳入につきましては、一般会計からの繰入金で対応するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第5号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第18、議案第6号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、議案第6号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定について、ご説明いたします。

議案つづりの44ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億303万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

議案つづりの51ページ、説明欄をご覧ください。

訪問調査事業でございます。こちらは要介護認定に伴う調査件数が増加傾向にあるため、時間給により調査を行っている会計年度任用職員について、報酬26万2,000円と通勤手当に相当する費用弁償1万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

議案つづりは、48ページにお戻りください。

今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計繰入金を歳出と同額の27万8,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第6号 令和2年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、採決

○議長(鵜沢一男君) 日程第19、同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

今回、皆様にご同意をお願いする方は、新浜区にお住まいの勝又泰雄さんであります。勝又さんにつきましては、平成27年2月2日から固定資産評価審査委員を務めていただいております。今回、3期目を引き続きお願いいたしたく存ずるものであります。経歴につきましては、お手元の資料でご確認をお願いいたします。

選任をお願いする理由でございますが、勝又さんは現在、高い専門知識と豊富な経験が必要とされる不動産コンサルティングマスターとして、不動産取引業務を中心としたお仕事をなさっております。また、宅地建物取引士の資格もお持ちでいらっしゃいます。そこで、不動産価格等に見識が深く、固定資産評価審査委員には適任とと思われますので、再度のご同意をお願いをいたしたく存ずるものであります。

任期は、令和3年2月2日から3年間でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。勝又泰雄さんを固定資産評価審査委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢一男君） 起立多数。したがって、勝又泰雄さんを固定資産評価審査委員に同意することに決定をいたしました。

日程追加のため、15分程度の休憩といたします。

会議再開を3時30分といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時28分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（鶴沢一男君） お諮りいたします。発議案第1号をお手元に配付いたしました追加日程表のとおり、追加日程1の日程第1として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第1号をお手元の追加日程表のとおり、追加日程1の日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 追加日程1の日程第1、発議案第1号 建設従事者のアスベスト問題

の早期救済・解決を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、2番、内山邦俊君。

○2番（内山邦俊君） 2番、内山です。

発議案の建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和2年12月8日提出です。

提出者、一宮町議会議員、内山邦俊。賛成者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫、一宮町議会議員、志田延子、一宮町議会委員、森 佐衛、一宮町議会議員、吉野繁徳、一宮町議会議員、川城茂樹。

一宮町議会議長、鶴沢一男様。

建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書。

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによる健康被害は、建設業に従事する労働者をはじめ、国民全体に広がり、現在でも建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起きている。

日本におけるアスベスト被害の特徴は、建設従事者に多くの被害者が生まれていることです。それは、アスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

特に建設業は、重層下請け構造などがあり、各地の現場に従事することから、労災に認定されることにも困難が伴っており、また、製造業で見られるような企業独自の上乗せ補償もないのが実情です。国は「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させましたが、この法律に基づく救済も十分なものではなく、抜本改正が求められている。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め、全国の裁判所で裁判を起こしており、判決では国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が続いている。しかし、裁判には時間や費用もかかることから、被害者救済に速やかな対処が求められる。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が裁判によらず救済と補償が受けられる「建設石綿被害者補償基金」制度の創設とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに講じ、アスベスト問題を早期に解決することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月8日。

内閣総理大臣、菅義偉様、厚生労働大臣、田村憲久様、経済産業大臣、梶山弘志様、環境大臣、小泉進次郎様、国土交通大臣、赤羽一嘉様。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程1の日程第1、発議案第1号 建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまです。

閉会 午後 3時34分